【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2025年10月29日提出

【計算期間】 第55期

(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン

Aコース(限定為替ヘッジ)

【ファンド名】 フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン

Bコース(為替ヘッジなし)

【発行者名】 フィデリティ投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 コルビー・ペンゾーン

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木七丁目7番7号

【事務連絡者氏名】 照沼 加奈子

【連絡場所】 東京都港区六本木七丁目7番7号

【電話番号】 03 - 4560 - 6000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式に投資を行ない、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、AコースおよびBコースの合計で5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を増額することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型株式投資信託で、一般社団法人投資信託協会^(注)が定める商品の分類 方法において、以下のとおり分類されます。

(注)2026年4月1日付で「一般社団法人資産運用業協会」へ名称変更される予定です。

商品分類表

「Aコース」、「Bコース」共通

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注)ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表(網掛け表示部分)の定義>

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

- 内 外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 株 式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を 源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

「Aコース」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一大中 大中 大中 大中 大中 大中 大中 大中 大中 大中 大子 長 信 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	グローバル (含む日本) 日本 北 欧 ア オ 南 ア 一 中 ア ア 中 ア 中 で マ 中 で マ で で で で で で で で で で で で で で	ファミリーファンド ファンド・オブ・ ファンズ	あり (限定 へッジ)

(注)ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

「Bコース」

投資対象資産 決算頻度 投資対象地域 投資形態 為替ヘッジ 株式 一般 大型株 年1回 (含む日本)
中小型株

(注)ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

< 属性区分表(網掛け表示部分)の定義 >

その他資産(投資信託証券(株式(一般)))…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券 (投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。)を通じて主と して株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものを いいます。

年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(含む日本)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(含む日本)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

あり(限定ヘッジ)…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のフルヘッジ又は一部の 資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

なし…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

(注)上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは一般社団 法人投資信託協会のホームページ(アドレス:https://www.toushin.or.jp/)をご覧くださ い。

(参考)ファンドの仕組み



※ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として世界各国の株式等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。
※販売会社によっては、Aコース(限定為替ヘッジ)、Bコース(為替ヘッジなし)間でスイッチングが可能です。スイッチングに伴うご換金にあたっては、通常のご換金と同様に信託財産留保額及び税金がかかります。

ファンドの特色

ファンドが主として投資を行なうマザーファンドの特色は以下の通りです。

世界各国の株式を主要な投資対象とします。

個別企業分析に基づき、主として世界各国の高成長企業(市場平均等に比較し高い成長力があり、その持続が長期的に可能と判断される企業)を選定し、利益成長性等と比較して妥当と判断される株価水準で投資を行ないます。

フィデリティ投信株式会社(E12481)

個別企業分析にあたっては、日本および世界の主要拠点のアナリストによる独自の企業 調査情報を活用し、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプロー チ」を重視した運用を行ないます。

ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に 変更を行なう場合があります。

マザーファンドの米国およびエマージング・マーケット(アジアを除きます。)に関す る運用にあたっては、FIAM LLCに、運用の指図に関する権限を委託します。

マザーファンドのヨーロッパに関する運用にあたっては、FILインベストメンツ・イン ターナショナルに、運用の指図に関する権限を委託します。

マザーファンドのカナダに関する運用にあたっては、フィデリティ・インベストメン ツ・カナダ・ユーエルシーに、運用の指図に関する権限を委託します。

マザーファンドの日本を除くアジアに関する運用にあたっては、FILインベストメンツ・ インターナショナルおよびFILインベストメント・マネジメント(香港)・リミテッド に、運用の指図に関する権限を委託します。

マザーファンドの基本資産配分に関する運用にあたっては、FILインベストメント・マネ ジメント(香港)・リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。

マザーファンドの運用にあたっては、FILインベストメンツ・インターナショナルに、上 記以外のマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託することがあります。

ただし、市況動向、資金動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

グローバルな企業調査

企業活動のグローバル化が進み、企業の成長性などの差が広がるなか、その企業だけ の調査では十分ではありません。

仕入先や関係会社の調査はもちろんのこと、グローバルネットワークを活かして、世界中 の競合他社との比較も行ないます。



(2)【ファンドの沿革】

1998年 1月12日 ファンドの受益証券の募集開始

1998年 1 月30日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行

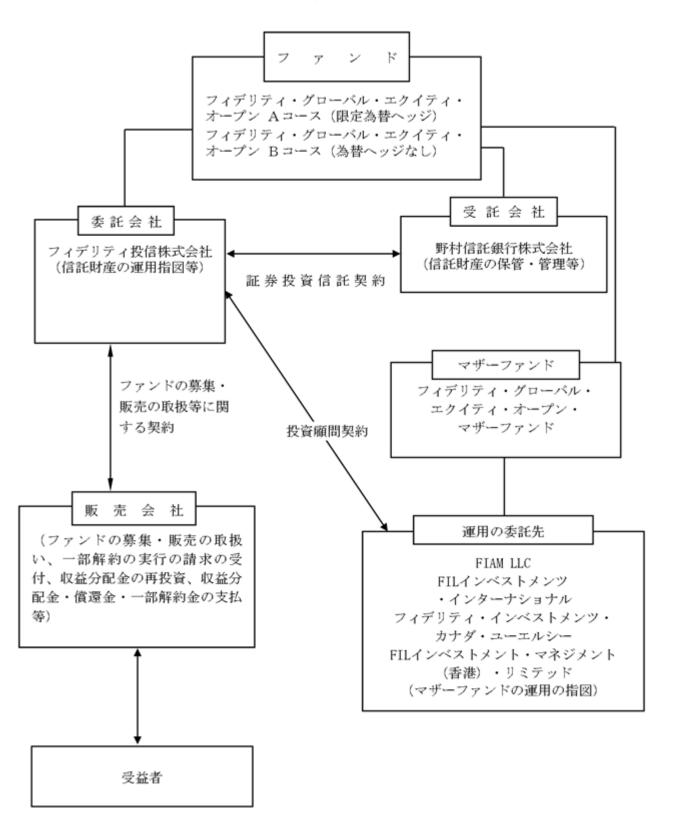
(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンド(AコースおよびBコース)とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行なう仕組みです。

取得申込者は為替ヘッジを行なうAコースと為替ヘッジを行なわないBコースを選択できます。また、Aコース・Bコース間でスイッチングが可能です。(ただし、販売会社によってはスイッチングの取扱いを行なわない場合があります。また、Aコース・Bコースどちらか一方のみの取扱いを行なうことがあります。)

ファンドの仕組みは以下の通りです。



委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は次の通りです。

(a) 委託会社:フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社:野村信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、信託財産の保管・管理、信託 財産の計算(ファンドの基準価額の計算)、外国証券を保管・管理する外国の金融機関へ の指示および連絡等を行ないます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の 交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の 支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引 報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(d)運用の委託先:

名称	業務の内容
FIAM LLC(所在地:米国)	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、
	マザーファンドの米国およびエマージング・マーケッ
	ト(アジアを除きます。)に関する運用の指図を行な
	います。
FILインベストメンツ・イン	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、
ターナショナル (所在地:英	マザーファンドのヨーロッパに関する運用の指図を行
国)	ないます。
フィデリティ・インベストメン	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、
ツ・カナダ・ユーエルシー	マザーファンドのカナダに関する運用の指図を行ない
	ます。
FILインベストメンツ・イン	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、
ターナショナル (所在地:英	マザーファンドの日本を除くアジアに関する運用の指
国)	図を行ないます。
FILインベストメント・マネジ	
メント(香港)・リミテッド	
FILインベストメント・マネジ	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、
メント(香港)・リミテッド	マザーファンドの基本資産配分に関する運用の指図を
	行ないます。
FILインベストメンツ・イン	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、
ターナショナル (所在地:英	上記以外のマザーファンドの運用の指図を行なうこと
国)	があります。

ただし、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(参考)

- ・FIAM LLCは、企業年金、公的年金、基金、財団、中央銀行、政府系ファンド、保険会社を含む世界各国の機関投資家を対象とした資産運用サービスに特化しています。FIAM LLCは米国を本拠地とするFMR LLCの子会社です。
- ・FILインベストメンツ・インターナショナル、フィデリティ・インベストメンツ・カナダ・ユーエルシー、FILインベストメント・マネジメント(香港)・リミテッドおよびフィデリティ投信株式会社は、独立系資産運用グループのフィデリティ・インターナショナルの一員です。

フィデリティ・インターナショナルは、世界で280万以上のお客さまに投資に関するソ リューション・サービス、退職関連の専門的知見を提供しています。

運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託(再委託も含みます。)について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意 義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

委託会社の概況 (2025年8月末日現在)

(a) 資本金の額: 金10億円

(b)沿革:

1986年11月17日 フィデリティ投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 投資顧問業の登録

同年6月10日 投資一任業務の認可取得

1995年9月28日 社名をフィデリティ投信株式会社に変更

同年11月10日 投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務

を併営

2007年9月30日 金融商品取引業の登録

(c) 大株主の状況:

株主名	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
フィデリティ・ジャ パン・ホールディン グス株式会社	東京都港区六本木七丁目7番7号	20,000	100

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資態度

- 1.主として、フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、世界各国の株式を主要な投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。
- 2.マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 3. Aコースは、実質外貨建資産^{*}については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。実質外貨建資産に係る為替ヘッジは、原則としてマザーファンドのベンチマークであるMSCI ワールド・インデックスの資産配分と同程度として行ないます。Bコースは、実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。ただし、市況動向、資金動向等により、委託会社が適切と判断した場合には上記と異なる場合もあります。
- 4. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
 - *「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額(ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額をいいます。

ファンドのベンチマーク * 1

AコースはMSCI ワールド・インデックス^{*2}(税引前配当金込/円ヘッジ指数)

BコースはMSCI ワールド・インデックス(税引前配当金込/円ベース) *3

をベンチマークとします。

- * 1 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を 行なう際の基準となる指標のことです。
- * 2 MSCI ワールド・インデックスとは、MSCI Inc.が算出する、世界主要国の株式市場の動きを示す指数です。

MSCI ワールド・インデックスに関する著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc. に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

*3 MSCI ワールド・インデックス(税引前配当金込/円ベース)は、WM Reutersが発表する 換算レートをもとに委託会社が算出しています。

運用方針

世界各国の株式市場に分散投資

世界を投資対象とすることにより、優良企業、成長企業への投資機会が増加し、また、国際分散投資によるリスク低減効果も期待できます。

徹底的な調査に基づいた銘柄選択

日本および世界の主要拠点において精鋭アナリストによる徹底的な企業調査を運用の基本としています。この調査・分析に基づき長期的なスタンスでの優良企業を厳選して投資を行ないます。

地域別資産配分は原則ベンチマーク比率近くを維持

国別資産配分はボトム・アップの銘柄選択の積み上げによりますが、地域別資産配分は、原則としてベンチマークから大幅に乖離させません。

長期的なスタンスでの運用

組入銘柄の選択等、運用方針は長期的な見通しに基づいて決定されます。

長期的なスタンスでのご投資をおすすめします。

国際分散投資によるリスク低減効果

各国の株式市場の値動きはまちまちです。世界の複数の株式市場に投資をすることで、 相対的に大きな値動きが打ち消しあい、一国の市場の値動きに比べて安定的な動きとな ることが期待されます。これが国際分散投資のメリットといえます。

ファンドはマザーファンドを通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象 であるマザーファンドの運用方針を含みます。

上記で示された考え方は、2025年10月現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (a) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - 1.有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「その他の投資対象」1.から5.に定めるものに限ります。)
 - 3.約束手形
 - 4. 金銭債権
- (b) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型 新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定める ものをいいます。)
- 14.投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行 信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券(「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

前記 にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

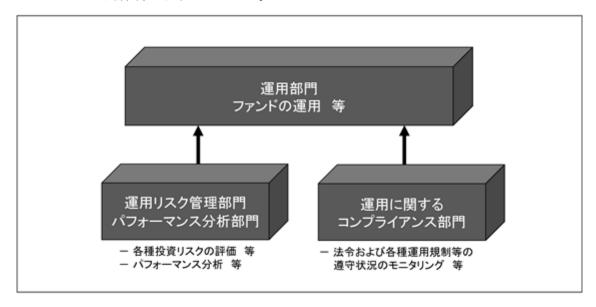
その他の投資対象

1.信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含むものとします(以下同じ。)。

- 2.信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨 に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション 取引を行なうことの指図をすることができます。
- 3.信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利 に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似 の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 4.信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを 回避するため、スワップ取引を行なうことの指図をすることができます。なお、スワップ 取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あ るいは受入れの指図を行なうものとします。
- 5.信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- 6.信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指 図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の 受入れの指図を行なうものとします。
- 7.実質外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 8.信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の 手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を 目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入 れ(コール市場を通じる場合を含みます。)をすることができます。

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



運用部門では、ファンドの運用等を行ないます。

運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクの評価等を行ないます。

パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行ないます。

運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況 のモニタリング等を行ないます。

<ファンドの運用体制に対する管理等>

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用 部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう 方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等 を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守し て運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて 適宜関係部門にフィードバックしています。
- ・ 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会^{*}、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。
 - *委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置しています。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視しています。

ファンドの関係法人である受託会社の管理として、受託会社より原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

上記「(3)運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託(再委託も含みます。)について、 委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委 託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファ ンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

(4)【分配方針】

収益分配方針

年2回の毎決算時(原則1月、7月の各31日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- (a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。) 等の全額とします。
- (b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。 ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- (c) 収益の分配に充てなかった利益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、運用の基本方針に基づいて運用を行ないます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

利益の処理方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a)配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、信託財産保管費用、借入金の利息、信託事務の諸費用等(信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。)、信託報酬(以下、総称して「支出金」といいます。)を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、支出金を 控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分 配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み 立てることができます。
- (c) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- (注)分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受 益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得 申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原 則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお 支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票 は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支 払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手 数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記 録されます。

(5)【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく制限

- (a) 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) 株式への実質投資割合*には制限を設けません。
- (c) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

- (d) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。(当該外貨建資産については、為 替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。)
- (e) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (f) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資 産総額の5%以下とします。
- (g) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第 1 項第 3 号の財 産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ 単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新 株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下
- (h) マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総 額の5%以下とします。
- (i) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券 等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対 する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超 えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率 以内となるよう調整を行なうこととします。
- (j) 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引の指図は次 の範囲で行なうものとします。なお、外国有価証券市場における現物オプション取引は公 社債に限るものとします。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッ ジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の 範囲内とします。
 - 2 . 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッ ジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産 が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託 受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け 取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「(2)投資対象 資対象とする金融商品」1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内と します。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引 に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回ら ない範囲内とします。
- (k) 通貨に係る先物取引および先物オプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとしま す。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替 の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの 信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属すると みなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財 産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た 額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - 2 . 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替 の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

- 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (I) 金利に係る先物取引およびオプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。 なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記「(2)投資対象 投資対象とする金融商品」1. から4. に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託 財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記 「(2)投資対象 投資対象とする金融商品」1.から4.に掲げる金融商品で運 用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただ し、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組 入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が 限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに 外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用 額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る 外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (m) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。(マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (n) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- (o)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (p) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (q) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (r)借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
 - 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (s) デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。)については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - *上記(b)から(h)における「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する(b)から(h)に掲げる各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託及び投資法人に関する法律および関係法令に基づく投資制限

(a) 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条) 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべ ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数 が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

(b) デリバティブ取引に関する投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項 第8号)

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の 指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商 品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超える こととなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券また はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。) を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図して はなりません。

(c) 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

(参考情報)

フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン・マザーファンドの概要

1.基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を含む世界各国の株式を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

日本を含む世界各国の株式市場から優良銘柄を厳選し、分散投資を行ないます。当ファンドのベンチマークは、MSCI ワールド・インデックスとします。

銘柄選択にあたっては、独自の企業調査に基づき、長期的なスタンスでの成長性を重視します。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に 変更を行なう場合があります。

外貨建資産に対する為替ヘッジは行ないません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

有価証券等の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことができます。信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行なうことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

(3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

EDINET提出書類 フィデリティ投信株式会社(E12481)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等 (ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

主な変動要因

<価格変動リスク>

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経 営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

< 為替変動リスク >

Aコースは為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際には当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。Bコースは為替ヘッジを行なわないため、外貨建の有価証券等に投資を行なう場合には、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

<カントリー・リスク>

投資対象国及び地域の政治・経済・社会情勢等の変化、証券市場・為替市場における脆弱性 や規制等の混乱により、有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。税制・規制等は投 資対象国及び地域の状況により異なり、また、それらが急遽変更されたり、新たに導入された りすることがあります。これらの要因により、運用上の制約を受ける場合やファンドの基準価 額の変動に影響を与える場合があります。なお、新興国への投資は先進国に比べて、上記のリ スクの影響が大きくなる可能性があります。

<限定為替ヘッジに関するリスク>

Aコースで行なう限定為替ヘッジは、実質外貨建資産に対して、原則としてマザーファンドのベンチマークであるMSCI ワールド・インデックスの資産配分と同程度の比率で為替ヘッジを行ないます。マザーファンドとMSCI ワールド・インデックスの資産配分が異なる場合が想定されるため、部分的にオーバーヘッジやアンダーヘッジになることがあり、為替変動の影響を受ける場合があります。

その他の変動要因

<信用リスク>

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、 債務が履行されない場合があります。

<デリバティブ(派生商品)に関するリスク>

ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を 用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額 の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が 履行されず損失を被る可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

<クーリング・オフ>

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

< 流動性リスク >

ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

<ベンチマークに関する留意点>

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

<ファミリーファンド方式にかかる留意点>

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて売買が生じ、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

<分配金に関する留意点>

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、 分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む 売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日 と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファン ドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配 金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

<購入・換金申込受付の中止及び取消しについての留意点>

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策の変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等))があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。

(2)投資リスクの管理体制

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用 部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう 方法を併用し検証しています。

・ 運用部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。

運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守し

- て運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて 適宜関係部門にフィードバックしています。
- 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニ タリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会で、必要に応じて適宜関係部 門に報告しています。
 - *委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティ を設置しています。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパ フォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視してい ます。

流動性リスク管理にあたっては、委託会社において流動性リスク管理に関する規程を定 め、流動性リスク管理の適切な実施の確保のため、リスク・アンド・コンプライアンス・ コミッティを設置しています。同コミッティは、ファンドの流動性リスクのモニタリング の結果を検証し、流動性リスク管理態勢について監督を行なうほか、緊急時対応策の検証 等、当社業務運営に係る各種リスクの監視監督を行ないます。

投資リスクの管理体制は変更となる場合がありますが、ファンドの基本的なリスクの管理体制 が変更されるものではありません。

(3) 販売会社に係る留意点

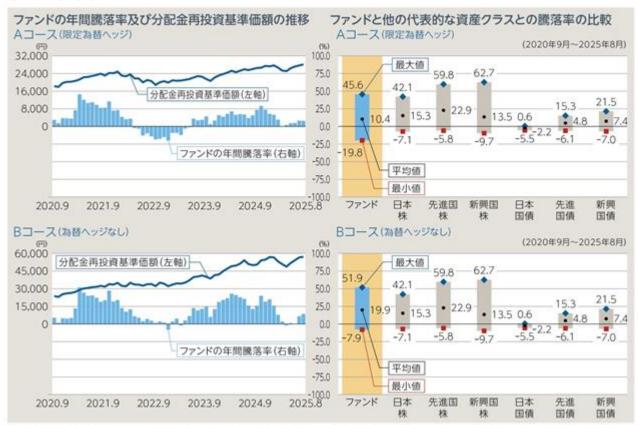
販売会社から委託会社に対して申込金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託 会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社 は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払につ いての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売 会社は販売(申込金額の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他につ いて責任を有しません。

フィデリティ投信株式会社(E12481)

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載 しています。



- ※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドの2020年9月~2025年8月の5 年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
- ※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなし て計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年 間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に 比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。
- ※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみな して計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- ※2020年9月~2025年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰 落率の最大値・最小値・平均値を、ファンド及び他の代表的な資産クラ スについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較でき るように作成したものです。
- ※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間 騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰 落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスの指数

東証株価指数(TOPIX)(以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX 総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表 利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJ PXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI 国債に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同 指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
この情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または 正確性を保証するものではありません。このインデックスは使用許諾を得て使用しています。 J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なくこのインデックスを提写、使用、頒布することは禁じられています。 Copyright © 2022 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複写・転載を禁じます。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料率は3.30%^{*}(税抜 3.00%)を超えないものとします。申込手数料率の詳細については、販売会社までお問い合わせください。

申込手数料は、商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、申込時に販売会社にお支払いいただきます。

* 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。 税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、申込口数または申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込みの口数)に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

収益分配金の受取方法により、取得申込みには、収益の分配時に収益分配金を受け取るコース(以下「一般コース」といいます。)と収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(以下「自動けいぞく投資コース」といいます。)の2つのコースがあります。ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申出るものとします。

「一般コース」を選択した取得申込者は、申込金額に、申込手数料ならびに当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社に支払うものとします。

「自動けいぞく投資コース」を選択した取得申込者は、申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は申込代金から差し引かれます。)。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は、取得申込受付日(各計算期間終了日)の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に信託財産留保額および税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。 スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会 社にお問い合わせください。

(2)【換金(解約)手数料】

一部解約にあたっては手数料はかかりませんが、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して0.30%の信託財産留保額^{*1}を負担していただきます。従って、一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(基準価額に0.30%の率を乗じて得た額)を控除した解約価額^{*2}とします。

- * 1 「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性に資するため、解約される受益者の基準価額からあらかじめ差引いて投資信託財産中に留保する額をいいます。
- * 2 解約価額 = 基準価額 信託財産留保額 = 基準価額 (基準価額 × 0.30%)

(3)【信託報酬等】

信託報酬(消費税等相当額を含みます。)の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の 純資産総額に年2.123%(税抜 1.93%)以内の率を乗じて得た額とします。

上記 の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

(年率/税抜)

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	合計
500億円以下の部分	0.93%	0.90%	0.10%	1.93%
500億円超1,000億 円以下の部分	0.836%	0.975%	0.10%	1.911%
1,000億円超の部分	0.782%	1.025%	0.10%	1.907%

<信託報酬等を対価とする役務の内容>

委託会社	委託した資金の運用の対価			
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理			
	及び事務手続き等の対価			
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価			

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁するものとします。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費 用

先物取引やオプション取引等に要する費用

外貨建資産の保管費用

借入金の利息

信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、以下の諸費用

- 1)投資信託振替制度に係る手数料および費用
- 2)有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
- 3)目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4)信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5)運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出 費用も含みます。)
- 6)ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約 の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 7)ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記 の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される金額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記 の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計 算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記 ~ の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)~(4)に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することが出来ません。

運用・管理にかかる費用の総額について、詳しくは、後掲の「(5)課税上の取扱い (参考情報)ファンドの総経費率」をご参照ください。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

個別元本方式について

1.個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については下記「3.収益分配金の課税について」をご参照ください。)

- 2. 一部解約時および償還時の課税について
- < 個人の受益者の場合 >

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および 当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益が譲渡益として課 税対象となります。

- < 法人の受益者の場合 >
 - 一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。
- 3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、() 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、() 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて 課税上は株式投資信託として取扱われます。

1.個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、20.315%(所得税(復興特別所得税を含みます。)15.315%および地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税(配当控除の適用はありません。)または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益が譲渡益として課税対象(譲渡所得)となり、20.315%(所得税(復興特別所得税を含みます。)15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)を選択した場合は申告不要となります。

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等(申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得等(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

2.法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税(復興特別所得税を含みます。)15.315%)の税率により源泉徴収されます。(地方税の源泉徴収はありません。)収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記「(5)課税上の取扱い」の記載は、2025年8月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

上記「(5)課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の 比率①	その他費用の 比率②
フィデリティ・グローバル・エクイティ・ オープン Aコース(限定為替ヘッジ)	2.26%	2.13%	0.13%
フィデリティ・グローバル・エクイティ・ オープン Bコース(為替ヘッジなし)	2.20%	2.13%	0.08%

(比率は年率、表示析数未満を四捨五入)

[※]対象期間は2025年2月1日~2025年7月31日です。

[※]対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

[※]詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

Aコース(限定為替ヘッジ)

(2025年8月29日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,627,550,302	100.02
預金・その他の資産(負債控除後)	-	259,367	0.02
合計 (純資産総額)		1,627,290,935	100.00

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

(2025年8月29日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計	投資比率	
		(円) (%)	(%)	
為替予約取引 (売建)	日本	1,528,708,793	93.94	

⁽注)為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

Bコース(為替ヘッジなし)

(2025年8月29日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	4,029,829,141	100.17
預金・その他の資産(負債控除後)	-	7,029,044	0.17
合計 (純資産総額)		4,022,800,097	100.00

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考)マザーファンドの投資状況 フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン・マザーファンド

(2025年8月29日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	50,664,550,266	67.99
	日本	4,070,518,770	5.46
	イギリス	3,379,251,886	4.53
	フランス	2,584,194,856	3.47
	カナダ	2,349,220,655	3.15
	スイス	1,569,588,452	2.11
	オランダ	1,568,425,105	2.10
	オーストラリア	1,110,703,659	1.49
	アイルランド	938,590,360	1.26
	ドイツ	786,495,646	1.06
	スペイン	442,431,265	0.59
	スウェーデン	430,142,352	0.58
	ジャージィー	409,189,408	0.55
	フィンランド	402,105,669	0.54
	デンマーク	273,317,375	0.37
	イタリア	255,400,506	0.34
	ベルギー	245,135,844	0.33
	香港	243,749,280	0.33
	シンガポール	237,078,360	0.32
	リベリア	181,134,847	0.24
	ノルウェー	158,726,478	0.21
	ケイマン諸島	153,945,441	0.21
	ニュージーランド	41,394,949	0.06
	バミューダ	27,614,110	0.04
	小計	72,522,905,539	97.32
投資証券	アメリカ	976,605,095	1.31
	オーストラリア	115,681,798	0.16
	香港	36,212,558	0.05
	シンガポール	34,583,708	0.05
	小計	1,163,083,159	1.56
預金・その他の資産(負債控除後)	-	836,769,455	1.12
合計(純資産総額)		74,522,758,153	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

(2025年8月29日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引(買建)	日本	12,098,304	0.02
為替予約取引 (売建)	日本	12,131,852	0.02

(注)為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

Aコース(限定為替ヘッジ)

(2025年8月29日現在)

順位	種 類	銘柄名	国・ 地域	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・グ ローバル・エクイ ティ・オープン・ マザーファンド	日本	164,670,144	9.7762	1,609,861,124	9.8837	1,627,550,302	100.02

Bコース(為替ヘッジなし)

(2025年8月29日現在)

順位	種類	銘柄名	国・ 地域	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資信託受益証券	フィデリティ・グ ローバル・エクイ ティ・オープン・ マザーファンド	日本	407,724,753	9.7764	3,986,093,680	9.8837	4,029,829,141	100.17

種類別投資比率

Aコース(限定為替ヘッジ)

(2025年8月29日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.02

Bコース(為替ヘッジなし)

(2025年8月29日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.17

(参考)マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄 フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン・マザーファンド

(2025年8月29日現在)

	(2025年8月29日現在)						7件)
順位	銘柄名	通 貨地 域	種 類 業 種	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円)時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	NVIDIA CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造 装置	194,800	26,338.34 5,130,710,268	26,470.58 5,156,468,282	6.92
2	APPLE INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 テクノロジー・ハー ドウェアおよび機器	109,600	30,713.62 3,366,213,409	34,167.72 3,744,781,585	5.03
3	MICROSOFT CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サー ビス	41,080	75,405.22 3,097,646,470	74,876.31 3,075,918,765	4.13
4	AMAZON COM INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 一般消費財・サービ ス流通・小売り	68,270	33,817.24 2,308,702,976	34,026.67 2,323,000,897	3.12
5	ALPHABET INC CL C	アメリカ・ドル アメリカ	株式 メディア・娯楽	68,730	29,007.88 1,993,711,922	31,201.40 2,144,472,249	2.88
6	META PLATFORMS INC CL A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 メディア・娯楽	13,370	102,140.25 1,365,615,185	110,353.08 1,475,420,695	1.98
7	WELLS FARGO COMPANY	アメリカ・ドル アメリカ	株式 銀行	102,780	12,009.17 1,234,302,624	12,044.50 1,237,933,874	1.66
8	BROADCOM INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造 装置	23,890	44,305.48 1,058,458,021	45,346.86 1,083,336,437	1.45
9	ELI LILLY & CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオテク ノロジー・ライフサ イエンス	9,500	110,227.83 1,047,164,464	107,539.56 1,021,625,850	1.37
10	EXXON MOBIL CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	60,500	16,440.34 994,641,054	16,653.38 1,007,529,611	1.35
11	CISCO SYSTEMS	アメリカ・ドル アメリカ	株式 テクノロジー・ハー ドウェアおよび機器	93,560	10,030.96 938,496,898	10,200.66 954,373,337	1.28
12	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 金融サービス	58,530	15,032.51 879,853,236	15,588.21 912,378,048	1.22
13	NXP SEMICONDUCTORS NV	アメリカ・ドル オランダ	株式 半導体・半導体製造 装置	25,830	32,460.50 838,454,838	35,124.16 907,257,166	1.22
14	TESLA INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 自動車・自動車部品	17,180	46,873.35 805,284,269	50,831.38 873,283,135	1.17
15	MASTERCARD INC CL A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 金融サービス	9,990	82,223.29 821,410,752	86,753.32 866,665,682	1.16
16	WESTERN DIGITAL	アメリカ・ドル アメリカ	株式 テクノロジー・ハー ドウェアおよび機器	64,770	10,494.49 679,728,480	12,053.32 780,693,329	1.05

						<u> </u>	国投頁1
17	NETFLIX INC	アメリカ・ドル	株式	3,970	173,982.66	180,924.63	0.96
17	NETFEIX INC	アメリカ	メディア・娯楽	3,970	690,711,176	718,270,796	0.90
10	HE DANCORD DEL	アメリカ・ドル	株式	04.400	6,744.50	7,150.60	0 01
18	US BANCORP DEL	アメリカ	銀行	94,460	637,086,395	675,445,335	0.91
40	GENERAL	アメリカ・ドル	株式	40, 400	40,189.96	40,549.92	0.00
19	AEROSPACE	アメリカ	資本財	16,490	662,732,539	668,668,180	0.90
20	SERVICENOW INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サー ビス	4,840	143,611.36 695,078,990	136,429.91 660,320,774	0.89
21	CITIGROUP INC	アメリカ・ドル	株式	45,700	13,625.06	14,224.79	0.87
21	CTTTOROOF TNC	アメリカ	銀行	45,700	622,665,520	650,073,104	0.67
22	SALESFORCE INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サー ビス	16,270	38,905.88 632,998,752	37,395.55 608,425,559	0.82
23	WALMART INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 生活必需品流通・小 売り	42,360	14,338.08 607,361,087	14,120.48 598,143,583	0.80
0.4	TRANE	アメリカ・ドル	株式	0.400	63,387.16	62,367.54	0.70
24	TECHNOLOGIES PLC	アイルランド	資本財	9,460	599,642,579	589,996,928	0.79
25	MARVELL TECHNOLOGY INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造 装置	51,670	12,009.24 620,517,472	11,346.63 586,280,454	0.79
26	PARKER HANNIFIN	アメリカ・ドル	株式	4,890	107,549.84	112,664.13	0.74
20	CORP	アメリカ	資本財	4,090	525,918,754	550,927,609	0.74
27	HARTFORD INSURANCE GRP INC/THE	アメリカ・ドル アメリカ	株式保険	28,120	18,342.77 515,798,730	19,425.76 546,252,438	0.73
20	MARSH & MCLENNAN	アメリカ・ドル	株式	47 000	29,508.28	30,330.16	0 70
28	COS INC	アメリカ	保険	17,930	529,083,621	543,819,854	0.73
29	LOWES COS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 一般消費財・サービ ス流通・小売り	12,890	33,414.01 430,706,661	37,837.78 487,728,942	0.65
30	COCA COLA CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 食品・飲料・タバコ	48,490	10,116.12 490,530,951	10,043.45 487,006,948	0.65

(参考)マザーファンドの種類別および業種別投資比率 フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン・マザーファンド

(2025年8月29日現在)

種 類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
 株式	国内	鉱業	0.05
		建設業	0.20
		食料品	0.06
		繊維製品	0.05
		化学	0.28
		ゴム製品	0.04
		鉄鋼	0.03
		非鉄金属	0.04
		機械	0.49
		電気機器	1.37
		輸送用機器	0.26
		精密機器	0.21
		その他製品	0.09
		情報・通信業	0.36
		卸売業	0.33
		小売業	0.25
		銀行業	0.59
		保険業	0.34
		その他金融業	0.06
		不動産業	0.13
		サービス業	0.22
	小計		5.46
	外国	エネルギー	3.15
		素材	3.02
		資本財	8.10
		商業・専門サービス	1.08
		運輸	1.26
		自動車・自動車部品	1.19
		耐久消費財・アパレル	1.05
		消費者サービス	1.67
		一般消費財・サービス流通・小売り	5.13
		生活必需品流通・小売り	1.66
		食品・飲料・タバコ	2.14
		家庭用品・パーソナル用品	1.63
		ヘルスケア機器・サービス	3.58
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.00
		銀行	7.65
		金融サービス	4.98
		保険	3.06
		ソフトウェア・サービス	8.06

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

	_	有叫証分報:	古音 (内国权貝)
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.39
		電気通信サービス	0.58
		公益事業	1.96
		半導体・半導体製造装置	11.00
		メディア・娯楽	7.28
		不動産管理・開発	0.24
	小計		91.85
投資証券	外国		1.56
	小計		1.56
合計 (対純資産網	総額比)		98.88

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

Aコース(限定為替ヘッジ)

(2025年8月29日現在)

	T			1	(2020-07)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	ノルウェー・クローネ	売建	174,800	2,508,257	2,542,431	0.16
	イスラエル・シュケル	売建	63,400	2,731,175	2,792,465	0.17
	シンガポール・ドル	売建	58,500	6,702,924	6,694,190	0.41
	香港・ドル	売建	400,400	7,546,476	7,533,445	0.46
	デンマーク・クローネ	売建	331,600	7,618,889	7,610,850	0.47
	スウェーデン・クローナ	売建	830,500	12,748,781	12,849,412	0.79
	オーストラリア・ドル	売建	294,000	27,782,236	28,141,121	1.73
	スイス・フラン	売建	202,300	37,084,766	37,073,963	2.28
	カナダ・ドル	売建	477,800	50,679,515	50,948,912	3.13
	イギリス・ポンド	売建	292,700	57,890,566	57,917,690	3.56
	ユーロ	売建	809,200	138,743,984	138,563,523	8.51
	アメリカ・ドル	売建	8,030,800	1,179,367,964	1,176,040,791	72.27

B コース (為替ヘッジなし) 該当事項はありません。

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

(注2)為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考)マザーファンドのその他投資資産の主要なものフィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン・マザーファンド

(2025年8月29日現在)

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	スイス・フラン	買建	66,039	12,143,542	12,098,304	0.02
	ユーロ	売建	70,762	12,143,542	12,131,852	0.02

(注1)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

(注2)為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2025年8月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

Aコース(限定為替ヘッジ)

	ス(限足局質ハッシ)	純資産総額	純資産総額	1 口当たり純資産額	1口当たり純資産額
期	年月日	(百万円)	(百万円)	(円)	(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
36期	(2016年2月1日)	1,005	1,005	1.0128	1.0128
37期	(2016年8月1日)	1,058	1,063	1.0739	1.0789
38期	(2017年1月31日)	1,166	1,172	1.1167	1.1217
39期	(2017年7月31日)	1,136	1,146	1.1841	1.1941
40期	(2018年1月31日)	1,216	1,230	1.2911	1.3061
41期	(2018年7月31日)	1,208	1,223	1.2534	1.2684
42期	(2019年1月31日)	1,095	1,100	1.1370	1.1420
43期	(2019年7月31日)	1,220	1,235	1.2548	1.2698
44期	(2020年1月31日)	1,271	1,291	1.3331	1.3531
45期	(2020年7月31日)	1,234	1,248	1.2870	1.3020
46期	(2021年2月1日)	1,310	1,329	1.4202	1.4402
47期	(2021年8月2日)	1,504	1,532	1.6204	1.6504
48期	(2022年1月31日)	1,479	1,507	1.5770	1.6070
49期	(2022年8月1日)	1,369	1,388	1.4396	1.4596
50期	(2023年1月31日)	1,335	1,354	1.3915	1.4115
51期	(2023年7月31日)	1,441	1,466	1.4950	1.5200
52期	(2024年1月31日)	1,467	1,491	1.5314	1.5564
53期	(2024年7月31日)	1,539	1,567	1.6160	1.6460
54期	(2025年1月31日)	1,655	1,689	1.7156	1.7506
55期	(2025年7月31日)	1,611	1,645	1.6780	1.7130
	2024年8月末日	1,588	-	1.6485	-
	2024年 9 月末日	1,616	-	1.6760	-
	2024年10月末日	1,635	-	1.6845	-
	2024年11月末日	1,681	-	1.7362	-
	2024年12月末日	1,664	-	1.7234	-
	2025年1月末日	1,655	-	1.7156	-
	2025年 2 月末日	1,613	-	1.6547	-
	2025年3月末日	1,529	-	1.5688	-
	2025年4月末日	1,489	-	1.5549	-
	2025年 5 月末日	1,568	-	1.6360	-
	2025年6月末日	1,619	-	1.6850	-
	2025年7月末日	1,611	-	1.6780	-

2025年 8 月末日	1,627	-	1.7086	-
-------------	-------	---	--------	---

Bコース(為替ヘッジなし)

期	年日日	純資産総額	純資産総額	1口当たり純資産額	1口当たり純資産額
加	年月日	(百万円) (分配落)	(百万円) (分配付)	(円) (分配落)	(円) (分配付)
36期	(2016年2月1日)	2,753	2,774	1.2965	1.3065
37期	(2016年8月1日)	2,462	2,483	1.1855	1.1955
38期	(2017年1月31日)	2,817	2,859	1.3377	1.3577
39期	(2017年7月31日)	2,911	2,953	1.4039	1.4239
40期	(2018年1月31日)	2,966	3,024	1.5296	1.5596
41期	(2018年7月31日)	2,824	2,871	1.4883	1.5133
42期	(2019年1月31日)	2,577	2,606	1.3279	1.3429
43期	(2019年7月31日)	2,539	2,582	1.4538	1.4788
44期	(2020年1月31日)	2,618	2,668	1.5602	1.5902
45期	(2020年7月31日)	2,420	2,461	1.4520	1.4770
46期	(2021年2月1日)	2,572	2,620	1.6135	1.6435
47期	(2021年8月2日)	2,987	3,057	1.9050	1.9500
48期	(2022年1月31日)	2,992	3,070	1.9090	1.9590
49期	(2022年8月1日)	3,119	3,191	1.9531	1.9981
50期	(2023年1月31日)	3,003	3,075	1.8868	1.9318
51期	(2023年7月31日)	3,502	3,597	2.2119	2.2719
52期	(2024年1月31日)	3,591	3,696	2.3919	2.4619
53期	(2024年7月31日)	3,886	4,004	2.6326	2.7126
54期	(2025年1月31日)	4,174	4,299	2.8420	2.9270
55期	(2025年7月31日)	4,024	4,148	2.7535	2.8385
	2024年8月末日	3,866	-	2.5845	-
	2024年9月末日	3,896	-	2.6090	-
	2024年10月末日	4,161	-	2.7956	-
	2024年11月末日	4,208	-	2.8268	-
	2024年12月末日	4,384	-	2.9393	-
	2025年1月末日	4,174	-	2.8420	-
	2025年2月末日	3,957	-	2.6704	-
	2025年3月末日	3,769	-	2.5521	-
	2025年4月末日	3,627	-	2.4470	-
	2025年 5 月末日	3,835	-	2.6015	-
	2025年6月末日	3,993	-	2.7172	-
	2025年7月末日	4,024	-	2.7535	-
	2025年8月末日	4,022	-	2.7792	-

EDINET提出書類 フィデリティ投信株式会社(E12481) 有価証券報告書 (内国投資信託受益証券)

【分配の推移】

Aコース(限定為替ヘッジ)

期	1 口当たりの分配金(円)
第36期	0.0000
第37期	0.0050
第38期	0.0050
第39期	0.0100
第40期	0.0150
第41期	0.0150
第42期	0.0050
第43期	0.0150
第44期	0.0200
第45期	0.0150
第46期	0.0200
第47期	0.0300
第48期	0.0300
第49期	0.0200
第50期	0.0200
第51期	0.0250
第52期	0.0250
第53期	0.0300
第54期	0.0350
第55期	0.0350

Bコース(為替ヘッジなし)

期	1 口当たりの分配金(円)
第36期	0.0100
第37期	0.0100
第38期	0.0200
第39期	0.0200
第40期	0.0300
第41期	0.0250
第42期	0.0150
第43期	0.0250
第44期	0.0300
第45期	0.0250
第46期	0.0300
第47期	0.0450
第48期	0.0500
第49期	0.0450
第50期	0.0450
第51期	0.0600
第52期	0.0700
第53期	0.0800
第54期	0.0850
第55期	0.0850

【収益率の推移】

Aコース(限定為替ヘッジ)

期	収益率(%)
第36期	12.6
第37期	6.5
第38期	4.5
第39期	6.9
第40期	10.3
第41期	1.8
第42期	8.9
第43期	11.7
第44期	7.8
第45期	2.3
第46期	11.9
第47期	16.2
第48期	0.8
第49期	7.4
第50期	2.0
第51期	9.2
第52期	4.1
第53期	7.5
第54期	8.3
第55期	0.2

Bコース(為替ヘッジなし)

期	収益率(%)
第36期	15.8
第37期	7.8
第38期	14.5
第39期	6.4
第40期	11.1
第41期	1.1
第42期	9.8
第43期	11.4
第44期	9.4
第45期	5.3
第46期	13.2
第47期	20.9
第48期	2.8
第49期	4.7
第50期	1.1
第51期	20.4
第52期	11.3
第53期	13.4
第54期	11.2
第55期	0.1

(注)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

Aコース(限定為替ヘッジ)

期	設定数量	解約数量	発行済数量
期	(□)	(□)	(□)
第36期	28,971,221	49,068,660	992,718,441
第37期	19,997,850	27,263,260	985,453,031
第38期	95,422,749	35,963,802	1,044,911,978
第39期	36,026,451	121,164,708	959,773,721
第40期	31,339,379	48,872,806	942,240,294
第41期	49,406,876	27,226,308	964,420,862
第42期	24,327,323	25,388,712	963,359,473
第43期	33,633,186	24,074,542	972,918,117
第44期	33,047,793	51,875,608	954,090,302
第45期	48,850,786	43,883,959	959,057,129
第46期	25,975,861	62,121,116	922,911,874
第47期	34,178,236	28,664,762	928,425,348
第48期	33,846,668	24,049,841	938,222,175
第49期	34,435,754	21,062,130	951,595,799
第50期	31,905,908	23,527,258	959,974,449
第51期	26,061,263	21,584,581	964,451,131
第52期	30,108,355	36,039,125	958,520,361
第53期	34,716,957	40,749,285	952,488,033
第54期	34,514,000	22,152,938	964,849,095
第55期	26,899,843	31,409,140	960,339,798

(注)本邦外における設定及び解約はありません。

Bコース(為替ヘッジなし)

期	設定数量	解約数量	発行済数量
其 月	(□)	(口)	(口)
第36期	150,556,069	166,673,002	2,123,494,853
第37期	63,836,517	109,779,052	2,077,552,318
第38期	140,860,707	112,225,806	2,106,187,219
第39期	115,077,474	147,214,650	2,074,050,043
第40期	68,604,160	203,120,267	1,939,533,936
第41期	66,776,735	108,528,306	1,897,782,365
第42期	170,611,122	127,113,933	1,941,279,554
第43期	53,592,142	248,426,087	1,746,445,609
第44期	86,143,288	154,390,098	1,678,198,799
第45期	83,626,541	95,064,363	1,666,760,977
第46期	56,229,761	128,715,656	1,594,275,082
第47期	58,642,761	84,754,899	1,568,162,944
第48期	65,129,618	65,932,699	1,567,359,863
第49期	60,663,176	30,841,824	1,597,181,215
第50期	53,676,395	58,915,928	1,591,941,682
第51期	58,892,545	67,583,920	1,583,250,307
第52期	60,282,749	142,006,483	1,501,526,573
第53期	77,968,929	103,331,366	1,476,164,136
第54期	60,263,593	67,676,079	1,468,751,650
第55期	49,296,227	56,572,738	1,461,475,139

第55期
 49,296,227

 (注)本邦外における設定及び解約はありません。

<参考情報>

(2025年8月29日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。 ※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。



基準価額・純資産の推移



	Aコース (限定為替ヘッジ)	Bコース (為替ヘッジなし
基準価額	17,086円	27.792円
純資産総額	16.3億円	40.2億円



分配の推移

(1万口当たり/税引用))

2000000000	分配金	
決算期	Aコース (限定為替ヘッジ)	Bコース (為替ヘッジなし)
2023年7月	250円	600円
2024年1月	250円	700円
2024年7月	300円	800円
2025年1月	350円	850円
2025年7月	350円	850円
設定来累計	6.400円	11,680円

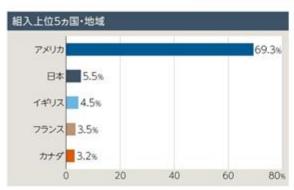
[※]分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した 実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。



主要な資産の状況(マザーファンド)

資産別組入状況	
株式	97.3%
投資証券	1.6%
現金・その他	1.1%

銘柄	国·地域	業種	比率
1 エヌビディア	アメリカ	半導体·半導体製造装置	6.99
2 アップル	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.09
3 マイクロソフト	アメリカ	ソフトウェア・サービス	4.1%
4 アマゾン・ドット・コム	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売リ	3.1%
5 アルファベット(クラスC)	アメリカ	メディア・娯楽	2.9%
6 メタ・プラットフォームズ	アメリカ	メディア・娯楽	2.0%
7 ウェルズ・ファーゴ	アメリカ	銀行	1.7%
8 プロードコム	アメリカ	半導体·半導体製造装置	1.5%
9 イーライリリー	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.4%
10 エクソンモービル	アメリカ	エネルギー	1.4%

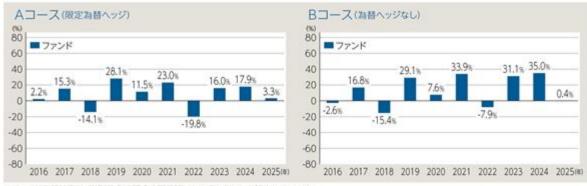




- ∞別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。
- ※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。
- ※銘柄はご参考のため、英文表記の一部をカタカナで表記しております。実際の発行体名と異なる場合があります。
- 帝国・地域は発行国・地域を表示しています。
- ※業種はMSCI/S&P GICS*に準じて表示しています。
- *MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プアーズがMSCI Inc.と共同で作成した世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard=GICS)です。



年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。

※2025年は年初以降8月末までの実績となります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。

取得申込みの受付は、原則として午後3時30分までに、取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには 手数料がかかります。申込手数料は、申込口数または申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準 価額×取得申込みの口数)に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社所定の申込 手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は3.30%(税抜 3.00%)を超えないものとしま す。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍とします。

販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、販売会社までお問い合わせください。

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込代金は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いいただくものとします。

また、委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある時は、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替に座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

ご換金の際は、販売会社の所定の手続きに従ってお申込みを行なってください。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時30分までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

- 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(基準価額に 0.30%の率を乗じて得た額)を控除した解約価額とします。
 - 一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス: https://www.fidelity.co.jp/)をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル(0570 - 051 - 104 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。)または販売会社までお問い合わせください。(解約価額の基準となるファンドの基準価額は新聞紙上に掲載されますが、解約価額は掲載されませんのでご注意ください。)

個人の受益者の場合のお手取額(1口当たり)は、一部解約時の差益(譲渡益)に対してかかる 税金を差し引いた金額となります。

法人の受益者の場合のお手取額(1口当たり)は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

上記の記載は、税法が改正された場合等には内容が変更となる場合があります。

解約代金は、原則として、一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約はできません。また、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

また、委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

なお、販売会社によっては、買取りにより換金を行なうことができます。この場合、上記の一部 解約の規定が準用されます。買取請求による換金の詳細について、詳しくは販売会社にお問い合わ せください。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請 求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益 権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口 座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とす るための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

ファンドの基準価額は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券:基準価額で評価します。

株式:原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、委託会社のホームページ(アドレス:

https://www.fidelity.co.jp/)をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル(0570 - 051 - 104 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。 国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。)、または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。(日本経済新聞においては、ファンドは「グロバA」および「グロバB」として略称で掲載されています。)

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5)その他 (a)信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

計算期間は原則として毎年2月1日から同年7月31日までおよび毎年8月1日から翌年1月31日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。最終計算期間は、下記「(5)その他 (a)信託の終了」による解約の日までとします。

(5)【その他】

(a)信託の終了

1.委託会社は、信託期間中において信託契約の一部解約により受益権の残存口数がAコースおよびBコースの合計で30億口を下回った場合、または信託期間中においてファンドの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間(1ヵ月を下らないものとします。)内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託契約を解約しないこととします。信託契約を解約しないこととします。信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、 上記一定期間が1ヵ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用されま せん。

- 2.委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了します。
- 3.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託契約は、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 4. 受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただしファンドの信託に関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。)、受託会社の辞任および解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託約款を変更することができます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを 公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対し て書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間(1ヵ月を下らないものとします。)内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託約款の変更は行なわないこととします。信託約款の変更を行なわないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

委託会社は監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、信託約款を変更します。この変更内容が重大なものとなる場合には前2段の手法に従います。

(c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等にかかる契約書は、期間満了の 3ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ(https://www.fidelity.co.jp/)に掲載します。

(e) 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの毎計算期間の終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等のうち、重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第2項に規定する事項を記載した書面)を作成し、これを販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

また、委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に規定する事項を記載した書面)を電磁的方法により提供します。

上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書(全体版)の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(f) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(g) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「(b)信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで)から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了日から起算して5営業日まで)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が別途定める解約単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の項をご参照ください。

(4) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(6) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または投資信託約款の重大な内容の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第55期計算期間(2025年2月1日から2025年7月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

1【財務諸表】

【フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン Aコース(限定為替ヘッジ)】(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第54期計算期間 2025年 1 月31日現在	第55期計算期間 2025年 7 月31日現在
流動資産		
預金	37,986	40,447
金銭信託	1,412	8,297
親投資信託受益証券	1,638,984,196	1,630,259,058
派生商品評価勘定	13,248,531	1,570,342
未収入金	56,314,145	54,371,724
流動資産合計	1,708,586,270	1,686,249,868
資産合計	1,708,586,270	1,686,249,868
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	589,887	23,788,575
未払金	-	161,325
未払収益分配金	33,769,718	33,611,892
未払解約金	893,772	8,297
未払受託者報酬	903,330	858,187
未払委託者報酬	16,531,761	15,705,637
その他未払費用	631,046	630,179
流動負債合計	53,319,514	74,764,092
負債合計	53,319,514	74,764,092
純資産の部		
元本等		
元本	964,849,095	960,339,798
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	690,417,661	651,145,978
(分配準備積立金)	636,013,184	582,247,243
元本等合計	1,655,266,756	1,611,485,776
純資産合計	1,655,266,756	1,611,485,776
負債純資産合計	1,708,586,270	1,686,249,868

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第54期計算期間 自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 1 月31日	第55期計算期間 自 2025年 2 月 1 日 至 2025年 7 月31日
有価証券売買等損益	196,688,710	18,290,384
為替差損益	48,436,614	7,065,045
営業収益合計	148,252,096	11,225,339
営業費用		
受託者報酬	903,330	858,187
委託者報酬	16,531,761	15,705,637
その他費用	851,816	815,743
営業費用合計	18,286,907	17,379,567
営業利益又は営業損失()	129,965,189	6,154,228
経常利益又は経常損失()	129,965,189	6,154,228
当期純利益又は当期純損失()	129,965,189	6,154,228
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	1,939,280	4,522,438
期首剰余金又は期首欠損金()	586,767,834	690,417,661
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,965,237	18,299,220
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	22,965,237	18,299,220
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,571,601	22,327,221
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	13,571,601	22,327,221
分配金	33,769,718	33,611,892
期末剰余金又は期末欠損金()	690,417,661	651,145,978

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準	親投資信託受益証券
及び評価方法	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 . デリバティブの評価	為替予約取引
基準及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧
	客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3 . その他財務諸表作成	外貨建取引等の処理基準
のための基本となる	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成
重要な事項	12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額を
	もって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外
	国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨
	基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売
	却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円
	換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相
	当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺し
	た差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第54期計算期間	第55期計算期間
項目	2025年 1 月31日現在	2025年7月31日現在
1.元本の推移		
期首元本額	952,488,033 円	964,849,095 円
期中追加設定元本額	34,514,000 円	26,899,843 円
期中一部解約元本額	22,152,938 円	31,409,140 円
2 . 受益権の総数	964,849,095 🏻	960,339,798 🗆
3 . 1口当たり純資産額	1.7156 円	1.6780 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第54期計算期間	第55期計算期間
自 2024年8月1日	自 2025年2月1日
至 2025年 1 月31日	至 2025年7月31日
1 . 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又	1 . 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又
は一部を委託するために要する費用として、委	は一部を委託するために要する費用として、委
託者報酬の中から支弁している額	託者報酬の中から支弁している額
純資産総額に対して年率0.35%以内の額	同左
2 . 分配金の計算過程	2.分配金の計算過程
計算期間末における配当等収益から費用を控	計算期間末における配当等収益から費用を控
除した額(0円)、有価証券売買等損益から費用	除した額(0円)、有価証券売買等損益から費用
を控除し、繰越欠損金を補填した額	を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信
(128,025,909円)、信託約款に規定される収益	託約款に規定される収益調整金 (429,453,607
調整金(414,068,856円)及び分配準備積立金	円)及び分配準備積立金(615,859,135円)より
(541,756,993円)より分配対象収益は	分配対象収益は1,045,312,742円(1口当たり
1,083,851,758円(1口当たり1.123338円)であ	1.088482円)であり、うち33,611,892円(1口
り、うち33,769,718円(1口当たり0.035000	当たり0.035000円)を分配金額としておりま
円)を分配金額としております。	す。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の
組方針	金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行って
	おります。
2.金融商品の内容及び	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する
当該金融商品に係る	金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭
リスク	債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対
	照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附
	属明細表に記載しております。
	デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および
	信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としておりま
	す。
	当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク(価格変動、
	為替変動、金利変動等)、信用リスク等があります。
3.金融商品に係るリス	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が
ク管理体制	自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運
	用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。
	·

. 金融商品の時価等に関する事項

1.貸借対照表計上額、	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はあり
時価及びその差額	ません。
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券
	売買目的有価証券
	重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評
	価方法」に記載しております。
	(2)デリバティブ取引
	「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。
	(3)上記以外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、
	当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているた
関する事項について	め、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもありま
の補足説明	す。
	また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ
	取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引
	のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第54期計算期間	第55期計算期間
17	2025年 1 月31日現在	2025年7月31日現在
種類	当計算期間の損益に	当計算期間の損益に
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	178,621,474	27,056,089
合 計	178,621,474	27,056,089

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

	第54期計算期間			第55期計算期間				
	202	25£	平1月31日 現	在	202	25 £	F 7 月31日 現	在
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
種類	(円)	う	(円)	(円)	(円)	う	(円)	(円)
1至大只		ち				ち		
		1				1		
		年				年		
		超				超		
市場取引以外の取								Ī
引								
** ** = // == = /								
為替予約取引								
一 一 売建	1,593,588,525		1 580 020 891	12 658 644	1,534,076,229	_	1,556,294,462	22,218,233
川の姓	1,080,000,020	-	1,000,929,001	12,000,044	1,554,076,229	-	1,000,294,402	22,210,233
香港・ドル	7,088,333	_	7,035,307	53,026	7,471,102	_	7,611,604	140,502
アメリカ・ドル	1,253,200,088	-	1,241,494,454		1,168,506,323	-	1,191,959,390	23,453,067
イギリス・ポン	50.000.404		50 704 005					
F	56,338,481	-	56,734,305	395,824	59,434,700	-	59,373,588	61,112
イスラエル・	2 227 705		2 224 555	6 240	2 704 927		2 702 744	0 007
シュケル	2,327,795	-	2,321,555	6,240	2,784,827	-	2,793,714	8,887
オーストラリ	28,789,433		28,496,409	293,024	28,172,462		28,212,240	39,778
ア・ドル	20,709,433	-	20,490,409	293,024	20,172,402	-	20,212,240	39,770
カナダ・ドル	50,653,576	-	49,729,023	924,553	52,828,314	-	52,936,624	108,310
シンガポール・	6,000,107	_	6,007,562	7,455	6,699,414	_	6,737,445	38,031
ドル								
スイス・フラン	37,109,528	-	36,875,340	234,188	38,775,404	-	38,533,966	241,438
スウェーデン・	11,766,460	-	11,763,083	3,377	12,789,783	-	12,673,430	116,353
クローナ								
デンマーク・ク	10,920,724	-	10,929,488	8,764	9,874,387	-	9,800,365	74,022
ローネ								
ノルウェー・ク ローネ	2,189,926	-	2,173,088	16,838	2,535,042	-	2,527,608	7,434
コーロ	127,204,074	_	127,370,267	166,193	144,204,471	_	143,134,488	1,069,983
	121,204,014		121,010,201	100, 193	177,207,771		170,107,700	1,000,000
	1,593,588,525	-	1,580,929,881	12,658,644	1,534,076,229	-	1,556,294,462	22,218,233

(注1)時価の算定方法

- 1.対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - (1)予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2)当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっており ます。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出した レートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表 されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2 . 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益 証券	フィデリティ・グローバル・エクイ ティ・オープン・マザーファンド	166,751,126	1,630,259,058	
親投資信託受益証券 合計		166,751,126	1,630,259,058	
合計		166,751,126	1,630,259,058	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

【フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン Bコース(為替ヘッジなし)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第54期計算期間 2025年 1 月31日現在	第55期計算期間 2025年 7 月31日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	56,315	863,853
親投資信託受益証券	4,160,894,315	4,011,063,915
未収入金	183,647,752	179,884,578
流動資産合計	4,344,598,382	4,191,812,346
資産合計	4,344,598,382	4,191,812,346
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	124,843,890	124,225,386
未払解約金	684,618	1,533,871
未払受託者報酬	2,272,307	2,117,048
未払委託者報酬	41,584,290	38,742,754
その他未払費用	971,585	969,178
流動負債合計	170,356,690	167,588,237
負債合計	170,356,690	167,588,237
純資産の部		
元本等		
元本	1,468,751,650	1,461,475,139
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,705,490,042	2,562,748,970
(分配準備積立金)	2,078,851,202	1,877,126,128
元本等合計	4,174,241,692	4,024,224,109
純資産合計	4,174,241,692	4,024,224,109
負債純資産合計	4,344,598,382	4,191,812,346

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第54期計算期間 自 2024年8月1日 至 2025年1月31日	第55期計算期間 自 2025年 2 月 1 日 至 2025年 7 月31日
有価証券売買等損益	482,864,212	32,895,938
二 営業収益合計	482,864,212	32,895,938
三 営業費用		
受託者報酬	2,272,307	2,117,048
委託者報酬	41,584,290	38,742,754
その他費用	971,585	969,178
営業費用合計	44,828,182	41,828,980
営業利益又は営業損失()	438,036,030	8,933,042
経常利益又は経常損失()	438,036,030	8,933,042
当期純利益又は当期純損失()	438,036,030	8,933,042
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	8,988,244	8,651,958
期首剰余金又は期首欠損金()	2,409,985,056	2,705,490,042
剰余金増加額又は欠損金減少額	101,330,491	85,432,717
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	101,330,491	85,432,717
剰余金減少額又は欠損金増加額	110,029,401	103,667,319
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	110,029,401	103,667,319
分配金	124,843,890	124,225,386
期末剰余金又は期末欠損金()	2,705,490,042	2,562,748,970

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及	親投資信託受益証券
び評価方法	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

15 日	第54期計算期間	第55期計算期間	
項目	2025年 1 月31日現在	2025年 7 月31日現在	
1.元本の推移			
期首元本額	1,476,164,136 円	1,468,751,650 円	
期中追加設定元本額	60,263,593 円	49,296,227 円	
期中一部解約元本額	67,676,079 円	56,572,738 円	
2 . 受益権の総数	1,468,751,650 🏻	1,461,475,139 🏻	
3 . 1口当たり純資産額	2.8420 円	2.7535 円	

(指益及び剰金金計算書に関する注記)

3,345,150,927円(1口当たり2.277547円)であ

り、うち124,843,890円(1口当たり0.085000

円)を分配金額としております。

(摂血及び利ホ並引昇首に関する注記)	
第54期計算期間	第55期計算期間
自 2024年8月1日	自 2025年2月1日
至 2025年 1 月31日	至 2025年7月31日
1 . 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又	1 . 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又
は一部を委託するために要する費用として、委	は一部を委託するために要する費用として、委
託者報酬の中から支弁している額	託者報酬の中から支弁している額
純資産総額に対して年率0.35%以内の額	同左
2 . 分配金の計算過程	2.分配金の計算過程
計算期間末における配当等収益から費用を控	計算期間末における配当等収益から費用を控
除した額(0円)、有価証券売買等損益から費用	除した額(0円)、有価証券売買等損益から費用
を控除し、繰越欠損金を補填した額	を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信
(429,047,786円)、信託約款に規定される収益	託約款に規定される収益調整金 (1,203,451,241
調整金(1,141,455,835円)及び分配準備積立金	円)及び分配準備積立金(2,001,351,514円)よ
(1,774,647,306円)より分配対象収益は	リ分配対象収益は3,204,802,755円(1口当たり

す。

2.192855円)であり、うち124,225,386円(1口

当たり0.085000円)を分配金額としておりま

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信
組方針	託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する
当該金融商品に係る	金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭
リスク	債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対
	照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附
	属明細表に記載しております。
	デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および
	信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としておりま
	ं कुं
	当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク(価格変動、
	為替変動、金利変動等)、信用リスク等があります。
3.金融商品に係るリス	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が
ク管理体制	自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運
	用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

. 金融商品の時価等に関する事項

1.貸借対照表計上額、	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はあり
時価及びその差額	ません。
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券
	売買目的有価証券
	重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評
	価方法」に記載しております。
	(2)上記以外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、
	当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているた
関する事項について	め、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもありま
の補足説明	す。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第54期計算期間	第55期計算期間	
	2025年 1 月31日現在	2025年 7 月31日現在	
種類	当計算期間の損益に当計算期間の損益		
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	455,039,520	40,453,132	
合 計	455,039,520	40,453,132	

(デリバティブ取引に関する注記) 該当事項はありません。

EDINET提出書類 フィデリティ投信株式会社(E12481) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

> (4)【附属明細表】 有価証券明細表(ア)株式 該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益 証券	フィデリティ・グローバル・エクイ ティ・オープン・マザーファンド	410,271,865	4,011,063,915	
親投資信託受益証券 合計		410,271,865	4,011,063,915	
合計		410,271,865	4,011,063,915	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン・マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

- Γ. Λ.	2025年 1 月31日現在	2025年 7 月31日現在
区分	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	784,504,237	371,260,778
金銭信託	977,511,720	1,061,752,628
株式	75,846,944,478	72,256,586,782
投資証券	1,134,810,054	1,086,198,301
派生商品評価勘定	56,391	-
未収入金	44,192,939	387,944,516
未収配当金	41,360,352	35,547,348
流動資産合計	78,829,380,171	75,199,290,353
資産合計	78,829,380,171	75,199,290,353
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	47,820	-
未払金	64,445,077	11,486,556
未払解約金	789,982,491	655,365,095
流動負債合計	854,475,388	666,851,651
負債合計	854,475,388	666,851,651
純資産の部		
元本等		
元本	8,048,267,008	7,623,540,005
剰余金		
剰余金又は欠損金()	69,926,637,775	66,908,898,697
元本等合計	77,974,904,783	74,532,438,702
純資産合計	77,974,904,783	74,532,438,702
負債純資産合計	78,829,380,171	75,199,290,353

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基	株式、投資証券
準及び評価方法	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に
	あたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場(最終相場の
	ないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から
	提示される気配相場に基づいて評価しております。
2 . デリバティブの評	為替予約取引
価基準及び評価方	為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客
法	先物売買相場の仲値によって計算しております。
3 . その他財務諸表作	外貨建取引等の処理基準
成のための基本と	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12
なる重要な事項	年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもっ
	て記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨
	の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定
	及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨
	の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日
	の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産
	等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損
	益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年 1 月31日現在	2025年 7 月31日現在
1.元本の推移		
期首元本額	8,374,950,023 円	8,048,267,008 円
期中追加設定元本額	359,874,460 円	254,305,004 円
期中一部解約元本額	686,557,475 円	679,032,007 円
2 . 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・グローバル・エクイティ・オー	169,169,749 円	166,751,126 円
プン Aコース(限定為替ヘッジ)	109,109,749	100,751,120 🗇
フィデリティ・グローバル・エクイティ・オー	429,471,772 円	410,271,865 円
プン Bコース(為替ヘッジなし)	429,471,772	410,271,005
フィデリティ・グローバル・エクイティ(野村	438,467,127 円	424,289,594 円
SMA向け)Aコース(限定為替ヘッジ)	430,407,127]	727,203,337]
フィデリティ・グローバル・エクイティ(野村	266,229,221 円	270,957,634 円
SMA向け)Bコース(為替ヘッジなし)	200,220,221]	270,507,004]
フィデリティ・グローバル・エクイティ(野村		
SMA・EW向け)Aコース(限定為替へッ	389,192,485 円	290,603,460 円
ジ)		
フィデリティ・グローバル・エクイティ(野村		
SMA・EW向け)Bコース(為替ヘッジな	896,473,788 円	829,255,539 円
U)		
フィデリティ・グローバル・エクイティ・オー	_	_
プン A(限定為替ヘッジ)(確定拠出年金向	642,219,715 円	627,068,821 円
け) **・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
フィデリティ・グローバル・エクイティ・オー		0 000 000 T// TI
プン B (為替ヘッジなし) (確定拠出年金向	2,936,731,155 円	2,825,086,544 円
(t)		
フィデリティ・グローバル・エクイティ・オー	000 000 004 [050 000 404 III
プンA(限定為替ヘッジ)VA(適格機関投資 家専用)	268,839,831 円	252,888,164 円
プンB(為替ヘッジなし)VA(適格機関投資	1,611,472,165 円	1,526,367,258 円
ププロ(為自ハックなび) V A (週代機関投資 家専用)	1,011,472,100	1,020,001,200
計	8,048,267,008 円	7,623,540,005 円
3 . 受益権の総数	8,048,267,008 []	7,623,540,005 口
3 · 又血性の総数 4 · 1口当たり純資産額	9.6884 円	9.7766 円
サ・「ロゴルソボ貝圧領	3.0004 🗍	3.1100 D

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の
組方針	金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行って
	おります。
2 . 金融商品の内容及び	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取
当該金融商品に係る	引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券
リスク	に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載
	しております。
	デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および
	信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としておりま
	す。
	当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク(価格変動、
	為替変動、金利変動等)、信用リスク等があります。
3.金融商品に係るリス	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が
ク管理体制	自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運
	用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

. 金融商品の時価等に関する事項

1.貸借対照表計上額、	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はあり
時価及びその差額	ません。
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券
	売買目的有価証券
	重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評
	価方法」に記載しております。
	(2)上記以外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、
	当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているた
関する事項について	め、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもありま
の補足説明	す。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2025年 1 月31日現在	2025年 7 月31日現在		
種類	当計算期間の損益に	当計算期間の損益に		
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)		
株式	7,544,436,292	3,049,195,813		
投資証券	30,135,577	28,086,977		
合 計	7,514,300,715	3,077,282,790		

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

	202	25年	1月31日 現	生	2025年 7 月31日 現在			
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	Ų	(円)	(円)	(円)	Ų	(円)	(円)
種類		ち				ち		
		1				1		
		年				年		
		超				超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	8,932,009	-	8,875,618	56,391	-	-	-	-
ユーロ	8,932,009	-	8,875,618	56,391	-	-	-	-
買建	8,932,009	-	8,884,189	47,820	-	-	-	-
スイス・フラン	8,932,009	-	8,884,189	47,820	-	-	-	-
合計	17,864,018	-	17,759,807	8,571	-	-	-	-

(注1)時価の算定方法

- 1.対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - (1)予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客 先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出し たレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

EDINET提出書類 フィデリティ投信株式会社(E12481)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

2.対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(3)附属明細表 有価証券明細表

(ア)株式

通り	当	】 銘 柄	株式数	į	備考	
	₹	平位 1179	1/4 工(数	単 価	金額	1伸写
日本円		INPEX	18,300	2,147.50	39,299,250	
		大林組	23,900	2,228.50	53,261,150	
		東鉄工業	3,900	4,180.00	16,302,000	
		大和ハウス工業	9,900	5,004.00	49,539,600	
		きんでん	10,800	4,768.00	51,494,400	
		カカクコム	10,600	2,590.00	27,454,000	
		味の素	4,800	4,005.00	19,224,000	
		東洋水産	3,200	9,665.00	30,928,000	
		神戸物産	9,300	4,065.00	37,804,500	
		東レ	51,800	1,038.00	53,768,400	
		インターネットイニ シアティブ	12,100	2,788.00	33,734,800	
		東京応化工業	11,900	4,162.00	49,527,800	
		住友ベークライト	6,900	4,424.00	30,525,600	
		野村総合研究所	7,800	6,019.00	46,948,200	
		シンプレクス・ホー ルディングス	19,800	4,125.00	81,675,000	
		ラクスル	11,200	1,255.00	14,056,000	
		日油	28,100	3,023.00	84,946,300	
		テルモ	15,400	2,561.00	39,439,400	,
		デクセリアルズ	12,900	2,197.50	28,347,750	
		ブリヂストン	6,400	6,131.00	39,238,400	,
		大和工業	2,300	8,497.00	19,543,100	
		日本製鋼所	11,000	9,421.00	103,631,000	
		住友電気工業	8,200	3,758.00	30,815,600	
		リクルートホール ディングス	19,000	9,052.00	171,988,000	
		ディスコ	900	45,550.00	40,995,000	
		SMC	900	52,700.00	47,430,000	
		ダイフク	29,900	3,876.00	115,892,400	
		アマノ	7,700	4,223.00	32,517,100	
		ホシザキ	9,400	5,193.00	48,814,200	
		日立製作所	71,200	4,697.00	334,426,400	
		富士電機	10,500	7,577.00	79,558,500	
		ベイカレント	2,800	8,676.00	24,292,800	
		マキタ	10,100	4,702.00	47,490,200	
		日本電気	19,200	4,399.00	84,460,800	
		ソニーグループ	78,200	3,682.00	287,932,400	
		アズビル	24,300	1,421.50	34,542,450	
		アドバンテスト	8,900	10,350.00	92,115,000	
		キーエンス	2,500	55,200.00	138,000,000	
		村田製作所	27,700	2,267.50	62,809,750	

フィナンシャルグ ループ トヨタ自動車 67,900 2,696.50 183,092,950 スズキ 18,200 1,666.50 30,330,300 シマノ 1,300 16,575.00 21,547,500 バン・バシフィック・インターナショナルボールディング ス		コンコルディア・				
トヨタ自動車		_	31,100	1,011.00	31,442,100	
スズキ				0.000.70	100 000 000	
シマノ						
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス				-		
ク・インターナショナルホールディングス			1,300	16,5/5.00	21,547,500	
カルボールディング 21,100 5,069.00 106,955,900 ス ス ス ス ス ス ス ス ス						
ス			21,100	5,069.00	106,955,900	
高津製作所						
オリンパス 19,500 1,811.50 35,324,250 H O Y A 5,700 19,180.00 109,326,000 アシックス 8,500 3,568.00 30,326,000 三フコ 5,200 3,700.00 19,240,000 使際歌商事 26,200 7,933.00 207,844,600 東京エレクトロン 4,000 27,330.00 109,320,000 三菱リF J フィナンシャル・グループ 137,500 2,110.50 290,193,750 三井住友フィナンシャル・グループ 43,100 3,855.00 166,150,500 オリックス 14,400 3,400.00 48,960,000 S O M P O ホールディングス 8,300 4,472.00 37,117,600 東京海上ホールディングス 15,400 3,717.00 57,241,800 三菱地所 29,000 2,836.00 82,244,000 住友不動産 4,900 5,542.00 27,155,800 K D D 1 47,200 2,485.50 117,315,600 三トリホールディングス 1,900 12,945.00 24,595,500 ファーストリティリング 1,900 46,380.00 88,122,000 ングス ファーストリティリング 1,900 46,380.00 88,122,000 立 日本円 小計 1,175,000 46,380.00 88,122,000 ○日本円 小計 1,175,000 42,666,446,400 ○日本円 小計 1,175,000 46,380.00 88,122,000 ○日本円 小計 1,175,000 46,380.00 88,122,000 ○日本円 小計 1,175,000 42,666,446,400 ○日本円 小計 1,			7.600	3.360.00	25.536.000	
HOYA						
アシックス 8,500 3,568.00 30,328,000 コフコ 5,200 3,700.00 19,240,000 伊藤忠商事 26,200 7,933.00 207,844,600 東京エレクトロン 4,000 27,330.00 109,320,000 三菱UF Jフィナンシャル・グループ 137,500 2,110.50 290,193,750 三井住友フィナンシャルがループ 43,100 3,855.00 166,150,500 オリックス 14,400 3,400.00 48,960,000 S OM P Oホールディングス 東京海上ホールディングス 東京海上ホールディングス 15,400 3,717.00 57,241,800 グス 15,400 3,717.00 57,241,800 位技不動産 4,900 5,542.00 27,155,800 K D I 47,200 2,485.50 117,315,600 ニトリホールディングス 1,900 12,945.00 24,595,500 グス ファーストリティリング 1,900 46,380.00 88,122,000 日本円 小計 1,175,000 46,380.00 88,122,000 日本円 1,175,000 46,380.00 88,122,000 日本円 1,175,000 46,380.00 88,122,000 日本円 1,175,000 46,380.00 48,122,000 46,380.00 48,122,000 46,380.00 48,122,000 46,380.00 48,122,000 46						
カードル						
伊藤忠商事						
東京エレクトロン 4,000 27,330.00 109,320,000 三菱UF Jフィナン シャル・グルーブ 137,500 2,110.50 290,193,750 三井住友フィナン シャル・グルーブ 43,100 3,855.00 166,150,500 オリックス 14,400 3,400.00 48,960,000 S OM P Oホール ディングス 東京海上ホールディ ングス 東京海上ホールディ ングス 15,400 3,717.00 57,241,800 グス						
三菱UF J フィナン シャル・グループ						
三井住友フィナン シャルグループ 43,100 3,855.00 166,150,500 オリックス 14,400 3,400.00 48,960,000 S O M P Oホール ディングス 東京海上ホールディ			137,500	2,110.50	290,193,750	
オリックス 14,400 3,400.00 48,960,000 S OMPOホール ディングス 東京海上ホールディ 31,400 6,124.00 192,293,600 T & DT ALL STORM TO		三井住友フィナン	43,100	3,855.00	166,150,500	
SOMPOホール			14.400	3,400.00	48,960.000	
東京海上ホールディングス						
フグス		ディングス	8,300	4,472.00	37,117,600	
ガス			31,400	6,124.00	192,293,600	
三菱地所			15,400	3,717.00	57,241,800	
住友不動産 4,900 5,542.00 27,155,800 K D D I 47,200 2,485.50 117,315,600 ニトリホールディン 7ス 1,900 12,945.00 24,595,500 グス ファーストリテイリ 1,900 46,380.00 88,122,000 日本円 小計 1,175,000 46,380.00 4,666,446,400 日本円 小計 1,175,000 55.20 579,600.00 日本円 小計 1,175,000 55.20 579,600.00 日本円 い計 1,175,000 72.80 182,000.00 日本日 10,500 55.20 579,600.00 日本日 10,500 55.20 579,600.00 日本日 10,500 72.80 182,000.00 日本日 10,500 95.20 428,400.00 日本日 10,500 95.20 428,400.00 日本日 10,500 68.55 171,375.00 日本日 10,500 68.55 日本日 11,000 52.00 572,000.00			29,000	2,836.00	82,244,000	
K D D I						
グス 1,900 12,945.00 24,595,500 ファーストリテイリ ング 1,900 46,380.00 88,122,000 香港・ドル CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD 10,500 55.20 579,600.00 SWIRE PACIFIC LTD CL A 2,500 72.80 182,000.00 TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD 4,500 95.20 428,400.00 CLP HOLDINGS LTD 2,500 68.55 171,375.00 HONG KONG EXCHS & CLEARING LTD 6,600 433.20 2,859,120.00 AIA GROUP LTD 54,600 74.25 4,054,050.00 POWER ASSETS HOLDINGS LTD 11,000 52.00 572,000.00			47,200	2,485.50	117,315,600	,
日本円 小計 1,175,000 46,380.00 88,122,000 日本円 小計 1,175,000 4,666,446,400 4,666,446,400 55.20 579,600.00			1,900	12,945.00	24,595,500	
日本円 小計 1,175,000 4,666,446,400			1,900	46,380.00	88,122,000	
MOLDINGS LTD	日本円 小計		1,175,000		4,666,446,400	
SWIRE PACIFIC LTD CL A TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD CLP HOLDINGS LTD CLP HOLDINGS LTD AIA GROUP LTD AIA GROUP LTD SITC INTL HOLDINGS TECHTRONIC 4,500 95.20 428,400.00 428,400.00 68.55 171,375.00 433.20 2,859,120.00 572,000.00 572,000.00	香港・ドル		10,500	55.20	579,600.00	
TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD CLP HOLDINGS LTD 2,500 68.55 171,375.00 HONG KONG EXCHS & CLEARING LTD AIA GROUP LTD 54,600 POWER ASSETS HOLDINGS LTD 11,000 52.00 428,400.00 428,400.00 428,400.00 572,000.00 572,000.00		SWIRE PACIFIC LTD	2,500	72.80	182,000.00	
CLP HOLDINGS LTD 2,500 68.55 171,375.00 HONG KONG EXCHS & 6,600 433.20 2,859,120.00 AIA GROUP LTD 54,600 74.25 4,054,050.00 POWER ASSETS 11,000 52.00 572,000.00 SITC INTL HOLDINGS		TECHTRONIC	4,500	95.20	428,400.00	
HONG KONG EXCHS & 6,600 433.20 2,859,120.00 AIA GROUP LTD 54,600 74.25 4,054,050.00 POWER ASSETS 11,000 52.00 572,000.00 SITC INTL HOLDINGS			2,500	68.55	171,375.00	
AIA GROUP LTD 54,600 74.25 4,054,050.00 POWER ASSETS HOLDINGS LTD 11,000 52.00 572,000.00 SITC INTL HOLDINGS		HONG KONG EXCHS &				
POWER ASSETS HOLDINGS LTD SITC INTL HOLDINGS 11,000 52.00 572,000.00						
HOLDINGS LTD 11,000 52.00 572,000.00 SITC INTL HOLDINGS			54,600	74.25	4,054,050.00	
SITC INTL HOLDINGS 5,000 25,85 129,250,00		HOLDINGS LTD	11,000	52.00	572,000.00	
CO LTD 3,000 25.05 125,250.00			5,000	25.85	129,250.00	

				有伽証券報告·	書(内国投資信
	WH GROUP LTD	18,500	8.05	148,925.00	
	CK HUTCHISON	6,000	52.55	315,300.00	
	HOLDINGS LTD	0,000	02.00	0.0,000.00	
	CK ASSET HOLDINGS	4,500	36.95	166,275.00	
	LTD	,		,	
	WHARF REAL ESTATE	30,000	25.55	766,500.00	
	INVST CO LTD				
	HKT TRUST AND HKT	84,000	12.46	1,046,640.00	
香港・ドル 小計	LTD(STAPLED)	240,200		11,419,435.00	
	1	240,200		(217,197,654)	
	ABBOTT				
アメリカ・ドル	LABORATORIES	19,110	128.55	2,456,590.50	
	AIR PRODUCTS &				
	CHEMICALS INC	6,890	290.13	1,998,995.70	
	APPLE INC	110,330	209.05	23,064,486.50	
	AUTOZONE INC	390	3,843.11	1,498,812.90	
	BOEING CO	13,110	225.84	2,960,762.40	
	BOSTON SCIENTIFIC				
	CORP	22,860	106.76	2,440,533.60	
	CVS HEALTH CORP	10,320	62.30	642,936.00	
	CISCO SYSTEMS INC	94,170	68.27	6,429,456.75	
	COCA COLA CO	46,270	68.75	3,181,062.50	
	DANAHER CORP	12,970	203.99	2,645,750.30	
	DISNEY (WALT) CO	22,130	119.54	2,645,420.20	
	ECOLAB INC	6,540	263.13	1,720,870.20	
	FISERV INC	5,690	140.85	801,436.50	
	GENERAL AEROSPACE	16,660	273.55	4,557,343.00	
	GILEAD SCIENCES	28,900	114.76	3,316,564.00	
	HARTFORD INSURANCE GRP INC/THE	27,460	124.63	3,422,339.80	
	INTL BUS MACH CORP	10,050	260.26	2,615,613.00	
	JARDINE MATHESON HLD (SG)	800	56.90	45,520.00	
	KEYCORP	114,210	18.16	2,074,053.60	
	KROGER CO	9,670	69.30	670,131.00	
	ELI LILLY & CO	8,760	760.08	6,658,300.80	
	LOCKHEED MARTIN	4,790	418.68	2,005,477.20	
	LOWES COS INC	13,060	227.43	2,970,235.80	
	MARSH & MCLENNAN				
	COS INC	24,600	200.56	4,933,776.00	
	MCCORMICK & CO INC NON-VTG	8,090	71.39	577,545.10	
	MCDONALDS CORP	7,000	303.61	2,125,270.00	
	MICROSOFT CORP	41,370	513.24	21,232,738.80	
	PARKER HANNIFIN CORP	4,940	732.03	3,616,228.20	

			有価証券報告書(月	<u>內国投資信</u>
PROCTER & GAMBLE	17,890	152.88	2,735,023.20	
ROSS STORES INC	9,670	138.48	1,339,101.60	
SCHWAB CHARLES	9,070	130.40	1,339,101.00	
CORP	31,000	98.57	3,055,670.00	
STRYKER CORP	5,730	400.41	2,294,349.30	
THERMO FISHER				
SCIENTIFIC INC	30	477.28	14,318.40	
UNION PACIFIC CORP	9,060	225.28	2,041,036.80	
WALMART INC	42,850	97.59	4,181,731.50	
WESTERN DIGITAL	65,230	71.43	4,659,378.90	
CORP	03,230	71.40	4,000,070.00	
AMAZON COM INC	68,080	230.19	15,671,335.20	
VALERO ENERGY CORP	8,200	139.37	1,142,834.00	
FREEPORT MCMORAN	33,580	39.14	1,314,321.20	
UNITED RENTALS INC	1,530	880.42	1,347,042.60	
SEMPRA	20,040	81.18	1,626,847.20	·
WELLS FARGO COMPANY	101,240	81.78	8,279,407.20	
NVIDIA CORP	203,780	179.27	36,531,640.60	
THE BOOKING	260	5 612 01	2 020 647 60	
HOLDINGS INC	360	5,612.91	2,020,647.60	
COSTCO WHOLESALE	3,310	927.51	3,070,058.10	
ARTHUR J GALLAGHAR AND CO	9,760	285.84	2,789,798.40	
EXXON MOBIL CORP	61,210	111.90	6,849,399.00	
EDWARDS		04.40	4 454 207 20	
LIFESCIENCES CORP	17,920	81.16	1,454,387.20	
UNITEDHEALTH GROUP	7,050	266.04	1,875,582.00	
INC	7,030	200.04	1,073,302.00	
NRG ENERGY INC	5,340	166.59	889,590.60	
TAPESTRY INC	14,350	108.20	1,552,670.00	
US BANCORP DEL	92,290	45.88	4,234,265.20	
AMETEK INC NEW	15,050	176.76	2,660,238.00	
CENCORA INC	5,850	291.80	1,707,030.00	
TRANE TECHNOLOGIES	9,550	431.44	4,120,252.00	
PLC				
NETFLIX INC	4,000	1,184.20	4,736,800.00	
CONOCOPHILLIPS	18,530	96.67	1,791,295.10	
DICKS SPORTING GOODS INC	6,170	213.09	1,314,765.30	,
SALESFORCE INC	16,420	264.81	4,348,180.20	
INTUITIVE SURGICAL	3,430	500.51	1,716,749.30	
INC	3,730	300.01	1,710,770.00	
SOMNIGROUP INTERNATIONAL INC	15,770	72.77	1,147,582.90	
AT&T INC	73,860	27.50	2,031,150.00	
L			<u> </u>	

				書(内国投資信
LIVE NATION ENTERTAINMENT INC	4,440	152.19	675,723.60	
CHIPOTLE MEXICAN				
GRILL INC	24,980	43.76	1,093,124.80	
MASTERCARD INC CL	9,780	559.11	5,468,095.80	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	57,560	102.30	5,888,388.00	
MERCK & CO INC NEW	27,900	81.75	2,280,825.00	
NXP SEMICONDUCTORS				
NV	26,200	220.94	5,788,628.00	
NEXTERA ENERGY	24,760	70.99	1,757,712.40	
SERVICENOW INC	4,890	977.48	4,779,877.20	
TESLA INC	17,390	319.04	5,548,105.60	
ZOETIS INC CL A	6,310	148.81	938,991.10	
LIBERTY BROADBAND CORP C	4,500	63.63	286,335.00	
PAYPAL HLDGS INC	27,930	69.71	1,947,000.30	
ZILLOW GROUP INC	12,680	79.03	1,002,100.40	
ALPHABET INC CL C	69,100	197.44	13,643,104.00	
FORTIVE CORP	17,180	49.65	852,987.00	
INSULET CORP	3,800	298.27	1,133,426.00	
INGERSOLL RAND INC	30,240	85.76	2,593,382.40	
SEA LTD ADR	1,888	159.25	300,664.00	
VISTRA CORP	12,170	207.05	2,519,798.50	
BROADCOM INC	21,400	302.62	6,476,068.00	
UBER TECHNOLOGIES	22,900	87.64	2,006,956.00	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC	4,270	463.15	1,977,650.50	
EXPAND ENERGY CORP	4,640	104.21	483,534.40	
ROBLOX CORP	4,400	124.94	549,736.00	
MARVELL TECHNOLOGY	51,670	81.74	4,223,505.80	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	8,570	145.46	1,246,592.20	
CONSTELLATION ENERGY CORP	4,830	345.27	1,667,654.10	
DRAFTKINGS HOLDINGS INC	17,220	45.75	787,815.00	
LINDE PLC	2,379	466.23	1,109,161.17	
KENVUE INC	28,800	21.68	624,384.00	
GE VERNOVA LLC	4,220	655.00	2,764,100.00	
META PLATFORMS INC	13,550	695.21	9,420,095.50	
MARKETAXESS HLDGS	15,000	210.09	3,151,350.00	
MOSAIC CO NEW	47,110	36.23	1,706,795.30	
L	, ,		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	

		1		ᆸᄥᄣᄭᅑᄓ	
	PHILIP MORRIS INTL	19,760	162.17	3,204,479.20	
	LIBERTY MEDIA CORP LIBERTY FOR	14,750	102.58	1,513,055.00	
アメリカ・ドル	小計	2,358,437		351,263,930.22	
				(52,475,318,536)	
イギリス・ポン ド	DIAGEO PLC	30,503	19.39	591,605.68	
	NATWEST GROUP PLC	247,751	5.30	1,313,080.30	
	THE SAGE GROUP PLC	95,486	12.00	1,146,309.43	
	WEIR GROUP PLC	21,138	26.34	556,774.92	
	31 GROUP PLC	33,399	41.50	1,386,058.50	
	ASHTEAD GROUP PLC	13,467	50.70	682,776.90	
	ASTRAZENECA PLC (UK)	16,159	114.98	1,857,961.82	
	INTERTEK GROUP PLC	15,209	49.20	748,282.80	
	BUNZL PLC	22,636	22.86	517,458.96	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GP PLC	4,780	88.48	422,934.40	
	EXPERIAN PLC	34,623	39.94	1,382,842.62	
	HOWDEN JOINERY GROUP PLC	42,019	8.87	372,708.53	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	12,722	56.72	721,591.84	
	RIGHTMOVE PLC	54,944	7.96	437,574.01	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	1,595,037	0.78	1,255,294.11	
	GLENCORE XSTRATA PLC	253,005	3.11	788,616.58	
	AUTO TRADER GROUP PLC	44,659	8.26	369,151.29	
	CONVATEC GROUP PLC	201,583	2.31	465,656.73	
	HALEON PLC	198,170	3.64	723,122.33	
	NEXT PLC	3,632	122.75	445,828.00	
イギリス・ポント	ド 小計	2,940,922		16,185,629.75	
				(3,203,621,696)	
オーストラリ ア・ドル	ARISTOCRAT LEISURE	4,253	68.43	291,032.79	
	BHP GROUP LIMITED	24,999	40.22	1,005,459.78	
	RIO TINTO LTD	554	115.81	64,158.74	
	CSL LIMITED	1,369	271.11	371,149.59	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	7,012	176.99	1,241,053.88	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	8,354	38.47	321,378.38	
	QANTAS AIRWAYS LTD	3,258	10.85	35,349.30	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	12,822	23.09	296,059.98	
	SANTOS LTD	29,718	7.86	233,583.48	
ı		, -1	-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ь

	WESFARMERS LTD	2,762	84.74	234,051.88	
	WESTPAC BANKING	0.055	22.72	205 224 60	
	CORP	9,055	33.72	305,334.60	
	WOODSIDE ENERGY	4 004	26 57	EO 057 00	
	GROUP LTD	1,884	26.57	50,057.88	
	WOOLWORTHS GROUP	787	31.44	24,743.28	
	LTD	707	31.44	24,743.20	
	COCHLEAR LTD	227	316.89	71,934.03	
	SONIC HEALTHCARE	2,253	27.70	62,408.10	
	LTD	2,200	27.70	02,400.10	
	INSURANCE				
	AUSTRALIA GROUP	9,230	8.79	81,131.70	
	LTD				
	COMPUTERSHARE LTD	3,125	41.88	130,875.00	
	TRANSURBAN GROUP	23,739	13.83	328,310.37	
	STAPLED UNIT	20,700	10.00	020,010.07	
	ORIGIN ENERGY	10,310	11.68	120,420.80	
	LIMITED			,	
	BRAMBLES LTD	8,871	23.78	210,952.38	
	MACQUARIE GROUP	2,203	217.16	478,403.48	
	LTD	_,		,	
	APA GROUP	7,550	8.39	63,344.50	
	(STAPLED)			·	
	CAR GROUP LTD	3,777	37.67	142,279.59	
	REA GROUP LTD	105	235.77	24,755.85	
	FORTESCUE LTD	10,434	18.19	189,794.46	
	EVOLUTION MINING	5,099	7.33	37,375.67	
	LTD				
	SUNCORP GROUP LTD	4,383	20.76	90,991.08	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	7,355	15.92	117,091.60	
	MEDIBANK PRIVATE				
	LIMITED	5,152	5.09	26,223.68	
	SOUTH32	13,813	3.02	41,715.26	
	WISETECH GLOBAL	13,013	3.02	41,710.20	
	LTD	1,219	118.20	144,085.80	
	XERO LTD (AU)	891	180.00	160,380.00	
	COLES GROUP LTD	1,385	20.65	28,600.25	
	REECE LTD	1,771	13.50	23,908.50	
	TELSTRA GROUP LTD	28,101	4.97	139,661.97	
	ANZ GROUP HOLDINGS		20.70		
	LTD	6,703	30.70	205,782.10	
オーストラリア	・ドル 小計	264,523		7,393,839.73	
				(711,435,259)	
カナダ・ドル	BANK OF MONTREAL	5,679	153.91	874,054.89	
	BOMBARDIER INC CL	341	162 64	55 460 24	
	B SUB VTG	341	162.64	55,460.24	
	CAE INC	4,544	39.53	179,624.32	
	CAMECO CORP	4,397	107.55	472,897.35	
		-	-		

			日叫亚万银口	吉(内国投頁)
CANADIAN IMP BK OF COMMERCE	7,670	99.36	762,091.20	
CANADIAN NATURAL	15,020	44.12	662,682.40	
RESOURCES				
FINNING	1,508	60.62	91,414.96	
INTERNATIONAL INC				
KINROSS GOLD CORP	12,590	21.36	268,922.40	
LOBLAW COS LTD	1,980	224.57	444,648.60	
ROGERS COMM INC CL B NON VTG	4,653	46.16	214,782.48	
ROYAL BANK OF CANADA	9,965	179.07	1,784,432.55	
ATKINSREALIS GROUP	1,884	98.00	184,632.00	
TECK RESOURCES LTD SUB VTG CLB	1,680	44.50	74,760.00	
THOMSON REUTERS CORP	1,634	276.23	451,359.82	
TOROMONT INDUSTRIES LTD	946	139.00	131,494.00	
TORONTO-DOMINION BANK	16,027	101.80	1,631,548.60	
FAIRFAX FINANCIAL HLDS LTD	309	2,461.12	760,486.08	
IMPERIAL OIL LTD	1,735	116.68	202,439.80	
CELESTICA INC SUB				
VTG	1,082	279.97	302,927.54	
MANULIFE FINANCIAL CORP (CANA)	6,553	42.48	278,371.44	
AGNICO EAGLE MINES LTD (CANA)	4,845	170.70	827,041.50	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY L	8,134	104.83	852,687.22	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	5,471	73.13	400,094.23	
FORTIS INC	3,846	67.80	260,758.80	
TC ENERGY CORP	2,042	65.02	132,770.84	
FIRST QUANTUM MINERALS INC	8,741	23.00	201,043.00	
BROOKFIELD CORP CL	9,106	93.40	850,500.40	
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	5,948	125.92	748,972.16	
LUNDIN MINING CORP	4,060	13.73	55,743.80	
INTACT FINL CORP	1,794	285.45	512,097.30	
SUNCOR ENERGY INC	9,629	54.94	529,017.26	
ARC RESOURCES LTD	6,841	27.77	189,974.57	
RB GLOBAL INC	3,300	150.17	495,561.00	
TMX GROUP LTD	7,734	56.23	434,882.82	
I IWIN GINOUF LID	1,134	30.23	434,002.02	

				日川山が取り	<u> 音(内国投貝店</u>
	SHOPIFY INC CL A	8,112	170.34	1,381,798.08	
	HYDRO ONE LIMITED	3,403	49.23	167,529.69	
	ARITZIA INC	2,241	73.43	164,556.63	
	FIRSTSERVICE CORP	379	273.28	103,573.12	
	WSP GLOBAL INC	1,319	285.42	376,468.98	
	IA FINANCIAL CORP		100.00		
	INC	1,514	136.32	206,388.48	
	PET VALU HOLDINGS				
	LTD	3,097	34.00	105,298.00	
	BROOKFIELD ASSET				
	MGMT LTD A	5,016	86.02	431,476.32	
	CONSTELLATION				
	SOFTWARE INC	264	4,862.16	1,283,610.24	
	DOLLARAMA INC	3,638	187.34	681,542.92	
カナダ・ドル	l	210,671		21,222,418.03	
,,,,,,				(2,291,808,923)	
シンガポール・	OVERSEA-CHINESE				
ドル	BKG CORP LTD	6,000	17.04	102,240.00	
	UNITED OVERSEAS				
	BANK	8,800	36.52	321,376.00	
	SINGAPORE TELECOM				
	LTD (SING)	62,800	4.00	251,200.00	
	DBS GROUP HOLDINGS	44.700	40.00	504 040 00	
	LTD	11,700	48.26	564,642.00	
	WILMAR	7 000	2 02	24 440 00	
	INTERNATIONAL LTD	7,000	3.02	21,140.00	
	YANGZIJIANG	10,100	2.62	26,462.00	
	SHIPBLDG HLDGS LTD	10,100	2.02	20,402.00	
シンガポール・ト	・ル 小計	106,400		1,287,060.00	
				(148,423,759)	
スイス・フラン	NESTLE SA (REG)	21,308	71.44	1,522,243.52	
	ROCHE HLDGS	9,362	259.60	2,430,375.20	
	GENUSSCHE IN	9,302	200.00	2,400,010.20	
	SIKA AG	3,047	197.00	600,259.00	
	LONZA GROUP AG	1,429	574.20	820,531.80	
	PARTNERS GROUP	657	1,125.00	739,125.00	
	HOLDING AG	00 <i>1</i>	1,123.00	738,123.00	
	CIE FINANCIERE	10,720	137.00	1,468,640.00	
	RICHEMONT SA A	10,720	137.00	1,400,040.00	
	DKSH HOLDING AG	5,952	57.20	340,454.40	
	SIG GROUP AG	22,569	13.53	305,358.57	
スイス・フラン	小計	75,044		8,226,987.49	
				(1,510,639,442)	
スウェーデン・ クローナ	ASSA ABLOY AB SER	51,333	325.80	16,724,291.40	
'	EPIROC AB CL B	58,942	177.90	10,485,781.80	
スウェーデン・ク	l	110,275	177.30	27,210,073.20	
	וויני ל דו	110,275		(415,769,918)	
				(+15,765,316)	

デンマーク・ク NOVO NORDISK AS CL B 33,163 325.00 10,777.975.00 10		1			日叫此为刊口	書(内国投資信
デンマーク・クローネ 小計 33,163 10,777,975.00 (246,600,068) コースージーラン FISHER & PAYKEL HEALTH (NZ) 3,977 36.76 146,194.52 コージーランド・ドル 小計 3,977 146,194.52 コージーランド・ドル 小計 3,977 146,194.52 12,891.432) ブルウェー・クローネ 小計 40,976 260.90 10,690,638.40 (155,121,163) 17.00			33,163	325.00	10,777,975.00	
(246,600,068) コー・ジーランド・ドル HEALTH (NZ) 3,977 36.76 146,194.52 コージーランド・ドル 小計 3,977 146,194.52 12,991,432) 17/プコー・ク DNB BANK ASA 40,976 260.90 10,690,638.40 10,690,638.40 10,690,638.40 10,590,630,630.40 10,590,630.40 10,590,630,630.40 10,590,630,630.40 10,590,630,630.40 10,590,630,630.40 10,590,630,630.40 10,590,630.40 10,590,630,630.40 10,590,630.40 10,590,630,630.40 10,590,630.40			33 163		10 777 975 00	
コージーランド・ドル		ומיני יוי	33, 103			
ド・ドル HEALTH (NZ) 3,977 146,194,52 146,194,52 1 146,194,52 (12,891,432) 116,194,52 (12,891,432) 116,194,52 (12,891,432) 117,071,-7	ーュージーラン	FISHER & PAYKEI			(210,000,000)	
フルウェー・ク DNB BANK ASA 40,976 260.90 10,690,638.40 10.1プナー・クローネ 小計 40,976 10,690,638.40 (155,121,163) 10,900,638.40 (155,121,163) 10,900,638.40 (155,121,163) 10,900,638.41 (155,121,163) 10,900,638.41 (155,121,163) 10,900,638.41 (155,121,163) 10,900,638.41 (155,121,163) 10,900,638.41 (155,121,163) 10,900,638.41 (155,121,163) 10,900,638.41 (155,121,163) 10,900,900,900,900,900,900,900,900,900,9	ド・ドル	HEALTH (NZ)	3,977	36.76	146,194.52	
プルウェー・クローネ 小計 40,976 260.90 10,690,638.40	ニュージーラント	・ドル 小計	3,977		146,194.52	
ローネ DNB BANK ASA 40,976 260.90 10,690,638.40					(12,891,432)	
HERMES 390 2,270.00 885,300.00		DNB BANK ASA	40,976	260.90	10,690,638.40	
HERMES 1390 2,270.00 885,300.00	ノルウェー・クロ	ーネ 小計	40,976		10,690,638.40	
INTERNATIONAL SA SAP SE 9,804 2,270.00 885,300.00 LEGRAND SA 13,912 127.65 1,775,866.80 VEOLIA VEOLIA BENVIRONNEMENT DEUTSCHE BOERSE AG KBC GROEP NV 14,071 92,34 1,299,316.14 KONE OYJ B 23,551 1NTESA SANPAOLO SPA SYMRISE AG 12,510 78.16 977,781.60 RYANAIR HOLDINGS PLC (IR) DANONE SA AMADEUS IT GROUP SA AMADEUS IT GROUP SA RELX PLC 40,318 46.20 1,177,150.52 RELX PLC 40,318 45.20 1,182,373.60 UNILEVER PLC ORD 26,156 51.72 1,352,788.32 SHELL PLC 26,682 31.19 832,211.58 L'OREAL SA ORD L'OREAL SA ORD L'OREAL SA ORD SAFRAN (SOCIETE D APPLICAT) TOTALENERGIES SE SAFRAN (SOCIETE D APPLICAT) TOTALENERGIES SE SAMPO OYJ SER A BANKINTER SA 38,920 42.61 1,658,381.20 1,065,984.00 1,566,583.20 1,566,583.20 1,566,583.20 1,566,583.20 1,566,583.20 1,566,583.20 1,566,583.20 1,043,414.32 1,044,645 1,04					(155,121,163)	
INTERNATIONAL SA	7_0	HERMES	300	2 270 00	885 300 00	
LEGRAND SA		INTERNATIONAL SA	390	2,270.00	803,300.00	
VEOLIA ENVIRONNEMENT 36,126 30.24 1,092,450.24 ENVIRONNEMENT DEUTSCHE BOERSE AG 4,026 252.70 1,017,370.20 KBC GROEP NV 14,071 92.34 1,299,316.14 KONE OYJ B 23,551 53.12 1,251,029.12 INTESA SANPAOLO SPA 275,370 5.42 1,494,157.62 SYMRISE AG 12,510 78.16 977,781.60 RYANAIR HOLDINGS PLC (IR) 41,640 25.60 1,065,984.00 DANONE SA 9,290 71.24 661,819.60 AMADEUS IT GROUP SA 15,151 70.72 1,071,478.72 ABN AMRO GROUP NV-GDR 46,199 25.48 1,177,150.52 GDR 41,640 26,156 51.72 1,352,788.32 SHELL PLC 40,318 45.20 1,822,373.60 UNILEVER PLC ORD 26,156 51.72 1,352,788.32 SHELL PLC 26,682 31.19 332,211.58 L'OREAL SA ORD 5,050 388.55 1,962,177.50 LVMH MOET HENNESSY LOUIS VU SE SAFRAN (SOCIETE D APPLICAT) 5,579 280.80 1,566,583.20 APPLICAT) TOTALENERGIES SE 39,103 52.29 2,044,695.87 SAMPO OYJ SER A 110,860 9.41 1,043,414.32 DASSAULT SYSTEMES 28,092 29.17 819,443.64 SAML HOLDING NV 4,159 627.50 2,609,772.50 AXA SA 38,327 12.35 473,338.45 ASML HOLDING NV 4,159 627.50 2,609,772.50 AXA SA 38,920 42.61 1,658,381.20 INDITEX SA 21,263 42.84 910,906.92 ESSILORLUXOTTICA 5,066 258.30 1,308,547.80		SAP SE	9,804	253.00	2,480,412.00	
ENVIRONNEMENT 36,126 30.24 1,092,450.24		LEGRAND SA	13,912	127.65	1,775,866.80	
ENVIRONNEINENT		VEOLIA	36 126	30 24	1 092 450 24	
KBC GROEP NV 14,071 92.34 1,299,316.14 KONE OYJ B 23,551 53.12 1,251,029.12 INTESA SANPAOLO SPA 275,370 5.42 1,494,157.62 SYMRISE AG 12,510 78.16 977,781.60 RYANAIR HOLDINGS PLC (IR) 41,640 25.60 1,065,984.00 DANONE SA 9,290 71.24 661,819.60 AMADEUS IT GROUP SA 15,151 70.72 1,071,478.72 ABN AMRO GROUP NV-GDR 46,199 25.48 1,177,150.52 RELX PLC 40,318 45.20 1,822,373.60 UNILEVER PLC ORD 26,156 51.72 1,352,788.32 SHELL PLC 26,682 31.19 832,211.58 L'OREAL SA ORD 5,050 388.55 1,962,177.50 LVMH MOET HENNESSY 352 480.75 169,224.00 LOUIS VU SE 352 480.75 169,224.00 DASSAULT SYSTEMES SA 39,103 52.29 2,044,695.87 SAMPO OYJ SER A 110,860 9.41 1,043,414.32		ENV I RONNEMENT	30, 120	30.24	1,092,430.24	
KONE OYJ B 23,551 53.12 1,251,029.12 INTESA SANPAOLO SPA 275,370 5.42 1,494,157.62 SYMRISE AG 12,510 78.16 977,781.60 RYANAIR HOLDINGS PLC (IR) 41,640 25.60 1,065,984.00 DANONE SA 9,290 71.24 661,819.60 AMADEUS IT GROUP SA 15,151 70.72 1,071,478.72 ABN AMRO GROUP NV- GDR 46,199 25.48 1,177,150.52 RELX PLC 40,318 45.20 1,822,373.60 UNILEVER PLC ORD 26,156 51.72 1,352,788.32 SHELL PLC 26,682 31.19 832,211.58 L'OREAL SA ORD 5,050 388.55 1,962,177.50 LVMH MOET HENNESSY LOUIS VU SE 352 480.75 169,224.00 SAFRAN (SOCIETE D APPLICAT) 5,579 280.80 1,566,583.20 TOTALENERGIES SE 39,103 52.29 2,044,695.87 SAMIPO OYJ SER A 110,860 9.41 1,043,414.32 DASSAULT SYSTEMES SA 28,092 29.17		DEUTSCHE BOERSE AG	4,026	252.70	1,017,370.20	
INTESA SANPAOLO SPA 275,370 5.42 1,494,157.62 SYMRISE AG 12,510 78.16 977,781.60 RYANAIR HOLDINGS 41,640 25.60 1,065,984.00 DANONE SA 9,290 71.24 661,819.60 AMADEUS IT GROUP SA 15,151 70.72 1,071,478.72 ABN AMRO GROUP NV- GDR 46,199 25.48 1,177,150.52 GDR RELX PLC 40,318 45.20 1,822,373.60 UNILEVER PLC ORD 26,156 51.72 1,352,788.32 SHELL PLC 26,682 31.19 832,211.58 L'OREAL SA ORD 5,050 388.55 1,962,177.50 LVMH MOET HENNESSY LOUIS VU SE 352 480.75 169,224.00 SAFRAN (SOCIETE D APPLICAT) 5,579 280.80 1,566,583.20 APPLICATO 5,579 280.80 1,566,583.20 SAMPO OYJ SER A 110,860 9.41 1,043,414.32 DASSAULT SYSTEMES SA 28,092 29.17 819,443.64 BANKINTER SA 38,327 12.35 473,338.45 ASML HOLDING NV 4,159 627.50 2,609,772.50 AXA SA 38,920 42.61 1,658,381.20 INDITEX SA 21,263 42.84 910,906.92 ESSILORLUXOTTICA 5,066 258.30 1,308,547.80		KBC GROEP NV	14,071	92.34	1,299,316.14	
SPA 275,370 5.42 1,494,157.62 SYMRISE AG 12,510 78.16 977,781.60 RYANAIR HOLDINGS PLC (IR) 41,640 25.60 1,065,984.00 DANONE SA 9,290 71.24 661,819.60 AMADEUS IT GROUP SA 15,151 70.72 1,071,478.72 ABN AMRO GROUP NV-GDR 46,199 25.48 1,177,150.52 GDR 46,199 25.48 1,177,150.52 GDR 46,199 25.48 1,177,150.52 BELX PLC 40,318 45.20 1,822,373.60 UNILEVER PLC ORD 26,156 51.72 1,352,788.32 SHELL PLC 26,682 31.19 832,211.58 L'OREAL SA ORD 5,050 388.55 1,962,177.50 LVMH MOET HENNESSY LOUIS VU SE 352 480.75 169,224.00 SAFRAN (SOCIETE D APPLICAT) 5,579 280.80 1,566,583.20 TOTALENERGIES SE 39,103 52.29 2,044,695.87 SAMPO OYJ SER A 110,860 9.41 1,043,414.32		KONE OYJ B	23,551	53.12	1,251,029.12	
RYANAIR HOLDINGS PLC (IR) DANONE SA 9,290 71.24 661,819.60 AMADEUS IT GROUP SA 15,151 70.72 1,071,478.72 ABN AMRO GROUP NV- GDR RELX PLC 40,318 45.20 1,822,373.60 UNILEVER PLC ORD 26,156 51.72 1,352,788.32 SHELL PLC 26,682 31.19 832,211.58 L'OREAL SA ORD 5,050 388.55 1,962,177.50 LVMH MOET HENNESSY LOUIS VU SE SAFRAN (SOCIETE D APPLICAT) TOTALENERGIES SE 39,103 52.29 2,044,695.87 SAMPO OYJ SER A 110,860 9.41 1,043,414.32 DASSAULT SYSTEMES SA BANKINTER SA 38,327 12.35 473,338.45 ASML HOLDING NV 4,159 627.50 280.80 1,568,381.20 INDITEX SA 21,263 42.84 910,906.92 ESSILORLUXOTTICA 5,066 258.30 1,308,547.80			275,370	5.42	1,494,157.62	
PLC (IR) DANONE SA 9,290 71.24 661,819.60 AMADEUS IT GROUP SA 15,151 70.72 1,071,478.72 ABN AMRO GROUP NV- GDR RELX PLC 46,199 25.48 1,177,150.52 RELX PLC 40,318 45.20 1,822,373.60 UNILEVER PLC ORD 26,156 51.72 1,352,788.32 SHELL PLC 26,682 31.19 832,211.58 L'OREAL SA ORD 5,050 388.55 1,962,177.50 LVMH MOET HENNESSY LOUIS VU SE SAFRAN (SOCIETE D APPLICAT) TOTALENERGIES SE 39,103 52.29 2,044,695.87 SAMPO OYJ SER A 110,860 9.41 1,043,414.32 DASSAULT SYSTEMES SA BANKINTER SA 38,327 12.35 473,338.45 ASML HOLDING NV 4,159 627.50 280.80 1,668,381.20 INDITEX SA 21,263 42.84 910,906.92 ESSILORLUXOTTICA 5,066 258.30 1,308,547.80		SYMRISE AG	12,510	78.16	977,781.60	
DANONE SA 9,290 71.24 661,819.60 AMADEUS IT GROUP SA 15,151 70.72 1,071,478.72 ABN AMRO GROUP NV- GDR 46,199 25.48 1,177,150.52 GDR RELX PLC 40,318 45.20 1,822,373.60 UNILEVER PLC ORD 26,156 51.72 1,352,788.32 SHELL PLC 26,682 31.19 832,211.58 L'OREAL SA ORD 5,050 388.55 1,962,177.50 LVMH MOET HENNESSY LOUIS VU SE 3480.75 169,224.00 SAFRAN (SOCIETE D APPLICAT) 5,579 280.80 1,566,583.20 APPLICAT) TOTALENERGIES SE 39,103 52.29 2,044,695.87 SAMPO OYJ SER A 110,860 9.41 1,043,414.32 DASSAULT SYSTEMES SA 28,092 29.17 819,443.64 SA BANKINTER SA 38,327 12.35 473,338.45 ASML HOLDING NV 4,159 627.50 2,609,772.50 AXA SA 38,920 42.61 1,658,381.20 INDITEX SA 21,263 42.84 910,906.92 ESSILORLUXOTTICA 5,066 258.30 1,308,547.80		RYANAIR HOLDINGS	44 640	25 60	4 005 004 00	
AMADEUS IT GROUP SA ABN AMRO GROUP NV- GDR RELX PLC 46,199 25.48 1,177,150.52 RELX PLC 40,318 45.20 1,822,373.60 UNILEVER PLC ORD 26,156 51.72 1,352,788.32 SHELL PLC 26,682 31.19 832,211.58 L'OREAL SA ORD 5,050 388.55 1,962,177.50 LVMH MOET HENNESSY LOUIS VU SE SAFRAN (SOCIETE D APPLICAT) TOTALENERGIES SE 39,103 52.29 2,044,695.87 SAMPO OYJ SER A 110,860 9.41 1,043,414.32 DASSAULT SYSTEMES SA BANKINTER SA 38,327 12.35 473,338.45 ASML HOLDING NV 4,159 627.50 28.00 1,308,547.80 Inditex SA 819,092 ESSILORLUXOTTICA 5,066 258.30 1,308,547.80		PLC (IR)	41,040	25.60	1,000,984.00	
ABN AMRO GROUP NV- GDR A6,199 25.48 1,177,150.52 RELX PLC 40,318 45.20 1,822,373.60 UNILEVER PLC ORD 26,156 51.72 1,352,788.32 SHELL PLC 26,682 31.19 832,211.58 L'OREAL SA ORD 5,050 388.55 1,962,177.50 LVMH MOET HENNESSY LOUIS VU SE SAFRAN (SOCIETE D APPLICAT) TOTALENERGIES SE 39,103 52.29 2,044,695.87 SAMPO OYJ SER A 110,860 9.41 1,043,414.32 DASSAULT SYSTEMES SA BANKINTER SA 38,327 12.35 473,338.45 ASML HOLDING NV 4,159 627.50 28.00 1,308,547.80 INDITEX SA 21,263 42.84 910,906.92 ESSILORLUXOTTICA 5,066 258.30 1,308,547.80		DANONE SA	9,290	71.24	661,819.60	
ABN AMRO GROUP NV- GDR RELX PLC 40,318 45.20 1,822,373.60 UNILEVER PLC ORD 26,156 51.72 1,352,788.32 SHELL PLC 26,682 31.19 832,211.58 L'OREAL SA ORD 5,050 388.55 1,962,177.50 LVMH MOET HENNESSY LOUIS VU SE SAFRAN (SOCIETE D APPLICAT) TOTALENERGIES SE 39,103 52.29 2,044,695.87 SAMPO OYJ SER A 110,860 9.41 1,043,414.32 DASSAULT SYSTEMES SA BANKINTER SA 38,327 12.35 473,338.45 ASML HOLDING NV 4,159 627.50 28.092 ESSILORLUXOTTICA 5,066 258.30 1,308,547.80			15,151	70.72	1,071,478.72	
GDR 46,199 25.48 1,177,150.52 RELX PLC 40,318 45.20 1,822,373.60 UNILEVER PLC ORD 26,156 51.72 1,352,788.32 SHELL PLC 26,682 31.19 832,211.58 L'OREAL SA ORD 5,050 388.55 1,962,177.50 LVMH MOET HENNESSY LOUIS VU SE 352 480.75 169,224.00 SAFRAN (SOCIETE D APPLICAT) 5,579 280.80 1,566,583.20 TOTALENERGIES SE 39,103 52.29 2,044,695.87 SAMPO OYJ SER A 110,860 9.41 1,043,414.32 DASSAULT SYSTEMES SA 28,092 29.17 819,443.64 BANKINTER SA 38,327 12.35 473,338.45 ASML HOLDING NV 4,159 627.50 2,609,772.50 AXA SA 38,920 42.61 1,658,381.20 INDITEX SA 21,263 42.84 910,906.92 ESSILORLUXOTTICA 5,066 258.30 1,308,547.80						
UNILEVER PLC ORD 26,156 51.72 1,352,788.32 SHELL PLC 26,682 31.19 832,211.58 L'OREAL SA ORD 5,050 388.55 1,962,177.50 LVMH MOET HENNESSY LOUIS VU SE 352 480.75 169,224.00 SAFRAN (SOCIETE D APPLICAT) 5,579 280.80 1,566,583.20 TOTALENERGIES SE 39,103 52.29 2,044,695.87 SAMPO OYJ SER A 110,860 9.41 1,043,414.32 DASSAULT SYSTEMES SA 38,327 12.35 473,338.45 ASML HOLDING NV 4,159 627.50 2,609,772.50 AXA SA 38,920 42.61 1,658,381.20 INDITEX SA 21,263 42.84 910,906.92 ESSILORLUXOTTICA 5,066 258.30 1,308,547.80			46,199	25.48	1,177,150.52	
SHELL PLC 26,682 31.19 832,211.58 L'OREAL SA ORD 5,050 388.55 1,962,177.50 LVMH MOET HENNESSY LOUIS VU SE 352 480.75 169,224.00 SAFRAN (SOCIETE D APPLICAT) 5,579 280.80 1,566,583.20 TOTALENERGIES SE 39,103 52.29 2,044,695.87 SAMPO OYJ SER A 110,860 9.41 1,043,414.32 DASSAULT SYSTEMES SA 28,092 29.17 819,443.64 BANKINTER SA 38,327 12.35 473,338.45 ASML HOLDING NV 4,159 627.50 2,609,772.50 AXA SA 38,920 42.61 1,658,381.20 INDITEX SA 21,263 42.84 910,906.92 ESSILORLUXOTTICA 5,066 258.30 1,308,547.80		RELX PLC	40,318	45.20	1,822,373.60	
L'OREAL SA ORD 5,050 388.55 1,962,177.50 LVMH MOET HENNESSY LOUIS VU SE SAFRAN (SOCIETE D APPLICAT) 5,579 280.80 1,566,583.20 TOTALENERGIES SE 39,103 52.29 2,044,695.87 SAMPO OYJ SER A 110,860 9.41 1,043,414.32 DASSAULT SYSTEMES 28,092 29.17 819,443.64 BANKINTER SA 38,327 12.35 473,338.45 ASML HOLDING NV 4,159 627.50 2,609,772.50 AXA SA 38,920 42.61 1,658,381.20 INDITEX SA 21,263 42.84 910,906.92 ESSILORLUXOTTICA 5,066 258.30 1,308,547.80		UNILEVER PLC ORD	26,156	51.72	1,352,788.32	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VU SE SAFRAN (SOCIETE D APPLICAT) TOTALENERGIES SE SAMPO OYJ SER A DASSAULT SYSTEMES SA BANKINTER SA BANKINTER SA ASML HOLDING NV AXA SA INDITEX SA INDITEX SA ESSILORLUXOTTICA 352 480.75 169,224.00 1,566,583.20 1,566,583.20 2,044,695.87 280.80 1,566,583.20 1,043,414.32 29.17 819,443.64 819,443.64		SHELL PLC	26,682	31.19	832,211.58	
LOUIS VU SE SAFRAN (SOCIETE D APPLICAT) TOTALENERGIES SE SAMPO OYJ SER A DASSAULT SYSTEMES SA BANKINTER SA BANKINTER SA ASML HOLDING NV ASA BANK BANK BANK BANK BANK BANK BANK BANK		L'OREAL SA ORD	5,050	388.55	1,962,177.50	
SAFRAN (SOCIETE D APPLICAT) 5,579 280.80 1,566,583.20 TOTALENERGIES SE 39,103 52.29 2,044,695.87 SAMPO OYJ SER A 110,860 9.41 1,043,414.32 DASSAULT SYSTEMES SA 28,092 29.17 819,443.64 BANKINTER SA 38,327 12.35 473,338.45 ASML HOLDING NV 4,159 627.50 2,609,772.50 AXA SA 38,920 42.61 1,658,381.20 INDITEX SA 21,263 42.84 910,906.92 ESSILORLUXOTTICA 5,066 258.30 1,308,547.80			352	480.75	169,224.00	
TOTALENERGIES SE 39,103 52.29 2,044,695.87 SAMPO OYJ SER A 110,860 9.41 1,043,414.32 DASSAULT SYSTEMES 28,092 29.17 819,443.64 BANKINTER SA 38,327 12.35 473,338.45 ASML HOLDING NV 4,159 627.50 2,609,772.50 AXA SA 38,920 42.61 1,658,381.20 INDITEX SA 21,263 42.84 910,906.92 ESSILORLUXOTTICA 5,066 258.30 1,308,547.80		SAFRAN (SOCIETE D	5,579	280.80	1,566,583.20	
SAMPO OYJ SER A 110,860 9.41 1,043,414.32 DASSAULT SYSTEMES SA 28,092 29.17 819,443.64 BANKINTER SA 38,327 12.35 473,338.45 ASML HOLDING NV 4,159 627.50 2,609,772.50 AXA SA 38,920 42.61 1,658,381.20 INDITEX SA 21,263 42.84 910,906.92 ESSILORLUXOTTICA 5,066 258.30 1,308,547.80			39 103	52 29	2 044 695 87	
DASSAULT SYSTEMES 28,092 29.17 819,443.64 BANKINTER SA 38,327 12.35 473,338.45 ASML HOLDING NV 4,159 627.50 2,609,772.50 AXA SA 38,920 42.61 1,658,381.20 INDITEX SA 21,263 42.84 910,906.92 ESSILORLUXOTTICA 5,066 258.30 1,308,547.80						
BANKINTER SA 38,327 12.35 473,338.45 ASML HOLDING NV 4,159 627.50 2,609,772.50 AXA SA 38,920 42.61 1,658,381.20 INDITEX SA 21,263 42.84 910,906.92 ESSILORLUXOTTICA 5,066 258.30 1,308,547.80			·			
ASML HOLDING NV 4,159 627.50 2,609,772.50 AXA SA 38,920 42.61 1,658,381.20 INDITEX SA 21,263 42.84 910,906.92 ESSILORLUXOTTICA 5,066 258.30 1,308,547.80		SA	28,092	29.17	·	
AXA SA 38,920 42.61 1,658,381.20 INDITEX SA 21,263 42.84 910,906.92 ESSILORLUXOTTICA 5,066 258.30 1,308,547.80		BANKINTER SA	38,327	12.35	473,338.45	
INDITEX SA 21,263 42.84 910,906.92 ESSILORLUXOTTICA 5,066 258.30 1,308,547.80		ASML HOLDING NV	4,159	627.50	2,609,772.50	
ESSILORLUXOTTICA 5,066 258.30 1,308,547.80		AXA SA	38,920	42.61	1,658,381.20	
		INDITEX SA	21,263	42.84	910,906.92	
BNP PARIBAS 18,896 79.07 1,494,106.72		ESSILORLUXOTTICA	5,066	258.30		
		BNP PARIBAS	18,896	79.07	1,494,106.72	

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

ユーロ 小計	910,863	36,318,082.18	
		(6,201,312,532)	
合計	8,470,451	72,256,586,782	
		(67,590,140,382)	

(イ)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	香港・ドル	LINK REAL ESTATE INVESTMENT TR	29,600.00	1,314,240.00	
	香港・ドル 小詞	†	29,600.00	1,314,240.00	
				(24,996,845)	
	アメリカ・ドル	EQUINIX INC	3,030.00	2,415,031.20	
		PROLOGIS INC	17,030.00	1,847,584.70	
		VENTAS INC	33,300.00	2,213,784.00	
	アメリカ・ドル	小計	53,360.00	6,476,399.90	
				(967,509,381)	
	オーストラリ	GOODMAN GROUP	12 125 00	424 044 25	
	ア・ドル	(STAPLE)	12,125.00	424,011.25	
		SCENTRE GROUP	63,410.00	239,055.70	
		STAPLED UNIT	03,410.00	239,033.70	
		STOCKLAND UNITS	9,752.00	54,123.60	
		(STAPLED)	9,752.00	54,125.60	
		VICINITY CENTERS	10,342.00	25,544.74	
	オーストラリア・	・ドル 小計	95,629.00	742,735.29	
				(71,465,990)	
	シンガポール・	CAPITALAND	75,700.00	169,568.00	
	ドル	INTEGRATED COMMERCI	,		
		Capitaland Ascendas REIT	8,100.00	23,166.00	
	シンガポール・ト	ドルー小計	83,800.00	192,734.00	
				(22,226,085)	
投資証券 合計				1,086,198,301	
				(1,086,198,301)	
合計				1,086,198,301	
				(1,086,198,301)	

⁽注)投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

- 1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関るもので、内書きであります。
- 3 . 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
香港・ドル	株式	13銘柄	89.68%	-%	0.35%
	投資証券	1銘柄	-%	10.32%	0.33%
アメリカ・ドル	株式	98銘柄	98.19%	-%	77.82%
	投資証券	3銘柄	-%	1.81%	11.02/0
イギリス・ポンド	株式	20銘柄	100%	-%	4.66%
オーストラリア・ドル	株式	36銘柄	90.87%	-%	1.14%
	投資証券	4銘柄	-%	9.13%	1.14%
カナダ・ドル	株式	44銘柄	100%	-%	3.34%
シンガポール・ドル	株式	6銘柄	86.98%	-%	0.25%
	投資証券	2銘柄	-%	13.02%	0.25%
スイス・フラン	株式	8銘柄	100%	-%	2.20%
スウェーデン・クローナ	株式	2銘柄	100%	-%	0.61%
デンマーク・クローネ	株式	1銘柄	100%	-%	0.36%
ニュージーランド・ドル	株式	1銘柄	100%	-%	0.02%
ノルウェー・クローネ	株式	1銘柄	100%	-%	0.23%
ユーロ	株式	28銘柄	100%	-%	9.03%

信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

Aコース(限定為替ヘッジ)

(2025年8月29日現在)

種類	金額	単 位
資産総額	1,631,509,222	円
負債総額	4,218,287	円
純資産総額(-)	1,627,290,935	円
発行済数量	952,431,985	
1単位当たり純資産額(/)	1.7086	円

Bコース(為替ヘッジなし)

(2025年8月29日現在)

種類	金額	単 位
資産総額	4,030,653,989	円
負債総額	7,853,892	円
純資産総額(-)	4,022,800,097	円
発行済数量	1,447,458,249	П
1 単位当たり純資産額 (/)	2.7792	円

(参考)マザーファンドの純資産額計算書

フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン・マザーファンド

(2025年8月29日現在)

種類	金額	単位
資産総額	74,611,711,379	円
負債総額	88,953,226	円
純資産総額(-)	74,522,758,153	円
発行済数量	7,539,983,199	П
1 単位当たり純資産額 (/)	9.8837	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

名義書換は行ないません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当するものはありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

EDINET提出書類 フィデリティ投信株式会社(E12481) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約 款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等(2025年8月末日現在)

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

経営体制

委託会社は、監査役設置会社であります。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経 営の基本方針および経営業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認します。

取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

- 1.個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、世界の主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果が入手できる調査・運用体制を整えています。
- 2.ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方 針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、 自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万 全を期します。
- 3.ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門において部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。また、運用に関するコンプライアンス部門においては、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2025年8月29日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託173本、単位型 株式投資信託2本、親投資信託49本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額 7,177,172,005,887円です。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第 59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。第40期事業年度の中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。 具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開 情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

(1)【貸借対照表】

			(単位:千円)
		第38期	第39期
		(2023年12月31日)	(2024年12月31日)
資産の部			
流動資産		0.000.405	0.004.000
現金及び預金		2,269,485	3,084,299
立替金		59,949	21,131
前払費用		460,082	484,198
未収委託者報酬		9,026,865	12,960,510
未収運用受託報酬		5,354,461	1,086,735
未収収益	J. 4	5,845	6,173
未収入金	_*1	152,986	221,095
流動資産計		17,329,675	17,864,144
固定資産			
無形固定資産			
電話加入権		7,487	7,487
無形固定資産合計		7,487	7,487
投資その他の資産			
長期貸付金	*1	5,953,460	10,338,660
長期差入保証金		11,755	18,010
繰延税金資産		288,014	391,802
その他		230	30
投資その他の資産合計		6,253,460	10,748,502
固定資産計		6,260,947	10,755,990
資産合計		23,590,622	28,620,134
負債の部			
流動負債			
預り金		7	281
未払金			
未払手数料		4,192,323	6,016,095
その他未払金	*1	2,192,059	3,057,214
未払費用		3,445,819	1,829,913
未払法人税等		1,616,600	1,974,827
未払消費税等		1,176,325	1,106,116
賞与引当金		376,001	587,810
流動負債合計		12,999,137	14,572,260
固定負債			
退職給付引当金		2,028,331	1,704,391
固定負債合計		2,028,331	1,704,391
負債合計		15,027,469	16,276,651
純資産の部			
株主資本			
資本金		1,000,000	1,000,000
利益剰余金			
利益準備金		250,000	250,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		7,313,153	11,093,482
利益剰余金合計		7,563,153	11,343,482
株主資本合計		8,563,153	12,343,482
純資産合計		8,563,153	12,343,482
負債・純資産合計		23,590,622	28,620,134

(2)【損益計算書】

(<i>2)</i> 【損益計算者】		(単位:千円)
	第38期	第39期
	(自 2023年1月1日	(自 2024年1月1日
	至 2023年12月31日)	至 2024年12月31日)
営業収益	·	·
委託者報酬	55,200,925	74,361,841
運用受託報酬	10,031,924	3,700,902
その他営業収益	153,966	142,274
営業収益計	65,386,816	78,205,018
営業費用	*1	,
支払手数料	25,160,937	33,922,199
広告宣伝費	282,742	271,857
調査費	202,142	271,037
調査費	EE1 E00	600 501
	551,589	699,501
委託調査費 ************************************	15,194,030	16,481,661
営業雑経費		
通信費	139,609	81,011
印刷費	47,328	42,205
協会費	27,212	29,487
その他	2,007	865
営業費用計	41,405,457	51,528,790
一般管理費		
給料		
給料・手当	2,762,834	2,592,272
賞与	1,333,847	1,721,474
福利厚生費	575,347	564,602
交際費	17,945	20,876
旅費交通費	108,866	156,220
租税公課	205,434	228,830
弁護士報酬	2,569	
_{开破工報師} 不動産賃貸料・共益費		3,599
	427,958	444,013
退職給付費用	272,377	218,294
消耗器具備品費	17,110	27,813
事務委託費	7,249,585	7,484,171
諸経費	288,510	259,961
一般管理費計	13,262,388	13,722,133
営業利益	10,718,971	12,954,093
営業外収益		
受取利息	*1 16,559	44,132
保険配当金	10,648	-
雑益	108	593
営業外収益計	27,315	44,726
営業外費用		
寄付金	1,500	1,100
為替差損	112,525	171,971
雑損	306	305
営業外費用計	114,331	173,376
経常利益	10,631,955	12,825,442
特別損失		
特別退職金	52,541	273,189
特別損失計	52,541	273,189
税引前当期純利益	10,579,414	12,552,253
法人税、住民税及び事業税	3,230,427	3,875,711
法人税等調整額	83,253	(103,787)
法人税等合計	3,313,680	3,771,923
当期純利益	7,265,733	8,780,329

(3)【株主資本等変動計算書】

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

(十四・113)						
	株主資本					
			利益剰余金			
	資本金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
	22 1 322	州 金字 佣 玉	繰越利益剰余金	合計	M-201 HA	
当期首残高	1,000,000	250,000	5,047,420	5,297,420	6,297,420	6,297,420
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)
当期純利益	-	-	7,265,733	7,265,733	7,265,733	7,265,733
当期変動額合計	-	-	2,265,733	2,265,733	2,265,733	2,265,733
当期末残高	1,000,000	250,000	7,313,153	7,563,153	8,563,153	8,563,153

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

		株主資本				
		利益剰余金				
	資本金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
		利益年開立	繰越利益剰余金	合計		
当期首残高	1,000,000	250,000	7,313,153	7,563,153	8,563,153	8,563,153
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)
当期純利益	-	-	8,780,329	8,780,329	8,780,329	8,780,329
当期変動額合計	-	-	3,780,329	3,780,329	3,780,329	3,780,329
当期末残高	1,000,000	250,000	11,093,482	11,343,482	12,343,482	12,343,482

注記事項

(重要な会計方針)

- 1. 引当金の計上基準
 - (1)賞与引当金

賞与引当金は、当期末において発生していると認められる賞与支給見込額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を 定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しておりま す。

2. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得してお ります。

これらには実績報酬が含まれる場合があります。

(1)運用報酬

投資運用サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬(運用報酬)については、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益として認識しております。確定した報酬を月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2)実績報酬

実績報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された 収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行 義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

- 3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項
 - (1)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(2)グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

	第38期	第39期		
	(2023年12月31日)	(2024年12月31日)		
未収入金	4,375 千円	20 千円		
その他未払金	1,487,550 千円	2,139,526 千円		
長期貸付金	5,943,660 千円	10,288,660 千円		

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第38期	第39期			
	(自 2023年1月1日	(自 2024年1月1日			
	至 2023年12月31日)	至 2024年12月31日)			
営業費用	19,338,423 千円	20,907,744 千円			
受取利息	12,877 千円	43,474 千円			

(株主資本等変動計算書関係)

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株		-	20,000 株
合計	20,000 株	-	-	20,000 株

2. 配当に関する事項

金銭による配当

該当事項はありません。

金銭以外による配当

2023年12月12日の取締役会において、次のとおり決議しております。

(1) 配当財産の種類長期貸付金(2) 配当財産の帳簿価格5,000,000 千円(3) 1株当たりの配当額250 千円(4) 基準日2023年12月12日(5) 効力発生日2023年12月12日

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	-	-	20,000 株
合計	20,000 株	-	-	20,000 株

2. 配当に関する事項

金銭による配当

該当事項はありません。

金銭以外による配当

2024年12月11日の取締役会において、次のとおり決議しております。

(1) 配当財産の種類長期貸付金(2) 配当財産の帳簿価格5,000,000 千円(3) 1株当たりの配当額250 千円(4) 基準日2024年12月11日(5) 効力発生日2024年12月11日

EDINET提出書類 フィデリティ投信株式会社(E12481) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての債権債務を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用 し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となる リスクは僅少であります。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。

また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期 (2023年12月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 長期貸付金	5,953,460	5,953,460	•
資産計	5,953,460	5,953,460	-

(注1) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

上記の金融商品については、現金及び預金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権のうち長期貸付金(5,953,460千円) については、契約上返済期限の定めがないため、記載を省略しております。

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第39期 (2024年12月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 長期貸付金	10,338,660	10,338,660	•
資産計	10,338,660	10,338,660	-

(注1) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

上記の金融商品については、現金及び預金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権のうち長期貸付金(10,338,660千円) については、契約上返済期限の定めがないため、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債

に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定し

た時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第38期 (2023年12月31日)

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

_	(-) " 3 1					
ſ		時価				
1	区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	(1) 長期貸付金	-	5,953,460	-	5,953,460	
	資産計	-	5,953,460	-	5,953,460	

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が 近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

第39期 (2024年12月31日)

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価				
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
(1) 長期貸付金	-	10,338,660	-	10,338,660	
資産計	•	10,338,660	•	10,338,660	

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が 近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2.確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,907,099
勤務費用	178,071
利息費用	24,955
数理計算上の差異の発生額	5,376
退職給付の支払額	76,418
退職給付債務の期末残高	2,028,331

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	2,028,331
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,028,331
退職給付引当金	2,028,331
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,028,331

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の全額

(3) 退職給付貨用及ひての内訳項目の金額	
	(千円)
勤務費用	157,671
利息費用	22,096
数理計算上の差異の費用処理額	5,376
過去勤務債務の費用処理額	841
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	173,550

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.7%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は98,827千円であります。

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2.確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	2,028,331
勤務費用	170,987
利息費用	31,416
数理計算上の差異の発生額	49,451
退職給付の支払額	476,892
退職給付債務の期末残高	1,704,391

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

		TT 02 Maj TE-17
		(千円)
	非積立型制度の退職給付債務	1,704,391
_	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,704,391
_	退職給付引当金	1,704,391
_	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,704,391
	(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
		(千円)
	勤務費用	150,332
	利息費用	27,620
	数理計算上の差異の費用処理額	49,451

確定給付型年金制度に係る退職給付費用 (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.7%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は89,793千円であります。

128,501

(税効果会計関係)

1.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期	第39期
	(2023年12月31日)	(2024年12月31日)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	89,646	129,538
賞与引当金	115,131	179,987
退職給付引当金	621,075	521,884
資産除去債務	1,644	-
その他	125,470	120,245
繰延税金資産小計	952,966	951,654
評価性引当額	664,952	559,852
繰延税金資産合計	288,014	391,802
繰延税金資産又は繰延税金負債()の純額	288,014	391,802

3.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	年30 期	寿 39期
	(2023年12月31日)	(2024年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.33%	0.37%
評価性引当額	2.62%	0.84%
過年度法人税等	2.25%	0.11%
その他	0.01%	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.32%	30.05%

(資産除去債務関係)

第38期 (2023年12月31日)

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金) が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

第39期 (2024年12月31日) 該当事項はありません。

(収益認識関係)

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	55,200,925	•	55,200,925
運用受託報酬	3,047,735	6,984,189	10,031,924
その他営業収益	153,966	-	153,966
合計	58,402,627	6,984,189	65,386,816

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	74,361,841	•	74,361,841
運用受託報酬	3,125,882	575,019	3,700,902
その他営業収益	142,274	•	142,274
合計	77,629,998	575,019	78,205,018

2. 収益を理解するための基礎となる情報

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) 及び 第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 注記事項(重要な会計方針)の2. 収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

顧客との契約から生じた債権等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	8,573,027	14,381,326

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

顧客との契約から生じた債権等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	14,381,326	14,047,245

(注)なお、当事業年度の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) 及び 第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1.サービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託の運用	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への売上高	55,200,925	10,031,924	153,966	65,386,816

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(1)委託者報酬

(単位:千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連する セグメント名
フィデリティ・US リート・ファンドB(為替ヘッジなし)	8,824,933	資産運用業
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	8,558,231	資産運用業
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース(為替ヘッジなし)	7,353,735	資産運用業
フィデリティ・日本成長株・ファンド	6,925,937	資産運用業

(2)運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示ができないため、記載を省略しております。

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬	関連する セグメント名
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース(為替ヘッジなし)	12,037,120	資産運用業
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	10,494,207	資産運用業
フィデリティ・US リート・ファンドB(為替ヘッジなし)	9,738,287	資産運用業
フィデリティ・日本成長株・ファンド	7,773,418	資産運用業

(関連当事者情報)

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社

	77 77 77 77 77	1 X 11 V)								
種類	会社等の 名称	会社等の 所在地	資本金	事業の内 容	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
			千米ドル					千円		千円
親会社	FIL Limited	英 ミ ダ ブ ー ダ ユ ペ ク ブ ロ ー ク 市	6,825	投資顧問業	被所有間接100%	投資顧問 契約の再 委任等役 員の兼任	共通発生経費 負担額 (注3)	14,263,790	未払金	900,697
			千円					千円		千円
	ファジンルゲス ディャホイ アイヤホイ アイヤホイ 大 会社	東京都港区	4,510,000	グループ 会社経営 管理		当社事業 活動の管 理等役員 の兼任	金銭の貸付 (注1)	390,000	 長期貸付金 	5,943,660
							利息の受取 (注1)	12,877	 未収収益 	-
親会社							共通発生経費 負担額 (注3)	258,088	未払金	47,052
							グループ通算 制度の通算税 効果額	46,398	未払金	46,398
							剰余金の配当	5,000,000	未払金	-
			千米ドル					千円		千円
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガ ポール、 ブルバー ド市	189,735	グループ 会社経営 管理	被所有間 接100%	営業取引	共通発生経費 負担額 (注3)	4,816,544	未払金	493,401

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内 容	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
			千円					千円		千円
							共通発生経費 負担額 (注3)	357,778	未収入金	115,231
	フィデリ ティ証券 株式会社	東京都港区	12,657,500	証券業	なし	当社設定 投資信託 の募集・ 販売	投資信託販売 に係る代行手 数料 (注4)	813,267	未払金	72,123
							グループ通算 制度の通算税 効果額	478,598	未払金	478,598

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注3) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一 定の比率により負担しております。
- (注4) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

- ・FIL Limited (非上場)
- ・FIL Asia Holdings Pte. Limited (非上場)
- ・FIL Japan Holdings (Singapore) Pte. Limited (非上場)
- ・フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社(非上場)

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 関連当事者との取引

__(1)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称	会社等の 所在地	資本金	事業の内 容	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
			千米ドル					千円		千円
親会社	FIL Limited	英	6,825	投資顧問 業	被所有間 接100 %	投資顧問 契約の再 委任等役 員の兼任	共通発生経費 負担額 (注3)	15,291,594	未払金	1,415,860
			千円					千円		千円
							金銭の貸付 (注1)	4,345,000	長期貸付金	10,288,660
	フィデリ						利息の受取 (注1)	43,474	未収収益	-
親会社	ティ・ ジャパ ン・ホー	東京都港区	4,510,000	グループ 会社経営 管理	被所有直 接100 %	当社事業 活動の管 理等役員	共通発生経費 負担額 (注3)	253,613	未払金	31,416
	ルディン グス株式 会社			日江		の兼任	グループ通算 制度の通算税 効果額	87,964	未払金	87,964
							剰余金の配当	5,000,000	未払金	-
			千米ドル					千円		千円
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガ ポール、 ブルバー ド市	189,735	グループ 会社経営 管理	被所有間 接100%	営業取引	共通発生経費 負担額 (注3)	5,362,536	未払金	604,284

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

(-////										
属性	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内 容	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
			千円					千円		千円
							共通発生経費 負担額 (注3)	326,438	未収入金	89,593
同一の親 会社をも つ会社	フィデリ ティ証券 株式会社	東京都港区	12,657,500	証券業	なし	当社設定 投資信託 の募集・ 販売	投資信託販売 に係る代行手 数料 (注4)	885,458	未払金	70,310
							グループ通算 制度の通算税 効果額	459,148	未払金	459,148

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注3) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一 定の比率により負担しております。
- (注4) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

- ・FIL Limited (非上場)
- ・FIL Asia Holdings Pte. Limited (非上場)
- ・フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

	第38期	第39期
	(自 2023年1月1日	(自 2024年1月1日
	至 2023年12月31日)	至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	428,157円66銭	617,174円15銭
1 株当たり当期純利益	363,286円66銭	439,016円48銭

なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期	第39期
項目	(自 2023年1月1日	(自 2024年1月1日
	至 2023年12月31日)	至 2024年12月31日)
当期純利益(千円)	7,265,733	8,780,329
普通株式に係る当期純利益(千円)	7,265,733	8,780,329
期中平均株式数	20,000株	20,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

	第40期中間会計期間末		
科目		金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金		2,983,366	
未収委託者報酬		13,087,228	
未収運用受託報酬		433,959	
未収収益		2,208	
未収入金		174,937	
その他		49,622	
流動資産計		16,731,321	49.1
固定資産			
無形固定資産		7,487	
投資その他の資産			
長期貸付金		16,938,659	
長期差入保証金		14,500	
会員預託金		230	
繰延税金資産		391,802	
投資その他の資産計		17,345,191	50.9
固定資産計		17,352,679	50.9
資産合計		34,084,000	100.0

	第40期中間会計期間末			
	(2025年6			
	注記	金額構成比		
科目	番号	(千円)	(%)	
(負債の部)			(**)	
流動負債				
未払手数料		6,059,504		
その他未払金		2,653,833		
未払費用		1,871,089		
未払法人税等		2,405,900		
賞与引当金		845,769		
未払消費税等	*1	1,113,555		
その他		27		
流動負債計		14,949,680	43.9	
固定負債				
退職給付引当金		1,620,575		
固定負債計		1,620,575	4.8	
負債合計		16,570,255	48.6	
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		1,000,000		
利益剰余金				
利益準備金		250,000		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		16,263,745		
利益剰余金合計		16,513,745		
株主資本合計		17,513,745	51.4	
純資産合計		17,513,745	51.4	
負債・純資産合計		34,084,000	100.0	

(2)中間損益計算書

	第40期中間会計期間 自 2025年1月1日 至 2025年6月30日		
科目	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)
I 営業収益			
委託者報酬		40,523,786	
運用受託報酬		1,646,944	
その他営業収益		67,633	
営業収益計		42,238,364	100.0
営業費用及び一般管理費		34,850,382	82.5
営業利益		7,387,981	17.5
III 営業外収益	*2	225,620	0.5
IV 営業外費用		926	0.0
経常利益		7,612,675	18.0
V 特別利益			
特別退職金戾入額		15,366	0.0
特別利益計		15,366	0.0
税引前中間純利益		7,628,042	18.1
法人税等	*1	2,457,780	5.8
中間純利益		5,170,262	12.2

注記事項

(重要な会計方針)

(里安な会計万針)	
項目	第40期中間会計期間 自 2025年1月1日 至 2025年6月30日
1 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給 見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
	(2) 退職給付引当金
	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職 給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生 していると認められる額を計上しております。退職給付見込 額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、 期間定額基準によっております。過去勤務債務については、 その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年)による按分額を定額法により費用処理しておりま す。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理 しております。
2 収益及び費用の計上基準	当社は、顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者 報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらに は実績報酬が含まれる場合があります。
	(1) 運用報酬 投資運用サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬(運用報酬)については、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益として認識しております。確定した報酬を月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。
	(2) 実績報酬 実績報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消 される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい 減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めて おります。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で 支払いを受けます。
3 その他中間財務諸表作成のため の重要な事項	(1) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に 換算し、換算差額は損益として処理しています。
	(2) グループ通算制度の適用 グループ通算制度を適用しております。

(中間貸借対昭表関係)

(个问员旧对流戏场际)	
項目	第40期中間会計期間末
<u>Д</u>	2025年6月30日
*1 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の
	│ 「未払消費税等」に含めて表示しております。 │ │

(中間損益計算書関係)

項目	第40期中間会計期間 自 2025年1月1日 至 2025年6月30日
*1 税金費用の取扱い	税金費用については、簡便法による税効果会計を適用している ため、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。
*2 営業外収益の主要な項目	営業外収益のうち主要な項目は以下のとおりであります。 貸付金利息 53,286千円 為替差益 172,084千円

(金融商品関係)

第40期中間会計期間(2025年6月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)長期貸付金	16,938,659	16,938,659	-
資産計	16,938,659	16,938,659	-

(注) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

上記の金融商品については、現金及び預金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定

の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係る

インプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)						
区力	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
(1)長期貸付金	-	16,938,659	-	16,938,659			
資産計	-	16,938,659	-	16,938,659			

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1)長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識関係)

第40期中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			(112:113)
	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	40,523,786	-	40,523,786
運用受託報酬	1,339,347	307,596	1,646,944
その他営業収益	67,633	-	67,633
合計	41,930,767	307,596	42,238,364

2. 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記の2.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計 期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期 に関する情報顧客との契約から生じた債権等 (単位:千円)

TODAY O HISTORIAL CONTRACTOR	- · - D - i - i	(112:113)
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	14,047,245	13,521,187

(注)なお、当中間会計期間の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第40期中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第40期中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

- 2.地域ごとの情報
- (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬 (単位:千円)	関連する セグメント名
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース(為替ヘッジなし)	6,378,053	資産運用業
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	5,078,865	資産運用業
フィデリティ・US リート・ファンドB(為替ヘッジなし)	4,741,813	資産運用業
フィデリティ・日本成長株・ファンド	3,726,517	資産運用業

(1株当たり情報)

	第40期中間会計期間 自 2025年1月1日 至 2025年6月30日
1株当たり純資産額	875,687.25円
1株当たり中間純利益金額	258,513.10円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額	5,170,262千円
普通株主に帰属しない金額	_
普通株式に係る中間純利益金額	5,170,262千円
普通株式の期中平均株式数	20,000株

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に 掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の 方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした 運用を行なうこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- (2)事業の譲渡または事業の譲受 該当ありません。
- (3) 出資の状況 該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

ファンドの運営に おける役割	名称	資本金の額 (2025年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業 を営むとともに、金融 機関の信託業務の兼営 等に関する法律(兼営 法)に基づき信託業務 を営んでいます。
販売会社	野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定め
	楽天証券株式会社	19,495百万円	る第一種金融商品取引 業を営んでいます。
	株式会社SBI証券	54,323百万円	
	松井証券株式会社	11,945百万円	
	スルガ銀行株式会社	30,043百万円	銀行法に基づき銀行業 を営んでいます。
運用の委託先	FIAM LLC	199,967,776米ドル (約31,630百万円 [*]) * 1米ドル158.18円で換算 (2024年12月末日現在)	主として米国において ファンドに対する投資 顧問業務を営んでいま す。
	FILインベストメンツ・ インターナショナル	225,365英ポンド (約44百万円 [*]) * 1 英ポンド199.02円で換算 (2024年12月末日現在)	主として英国および ヨーロッパにおいて投 資信託の販売および投 資信託会社に対する投 資運用業務を営んでい ます。
	フィデリティ・インベ ストメンツ・カナダ・ ユーエルシー	814,844,000カナダドル (約89,445百万円 [*]) * 1 カナダドル109.77円 で換算 (2024年12月末日現在)	主としてカナダにおい て投資運用業務を営ん でいます。
	FILインベストメント・ マネジメント(香 港)・リミテッド	178,000,000香港ドル (約3,627百万円 [*]) * 1 香港ドル20.37円で換算 (2024年12月末日現在)	主として香港において ファンドの運用、調 査、販売業務を営んで います。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社:ファンドの受託銀行として、委託会社との信託契約の締結、信託財産の保管・管理、信託財産の計算(ファンドの基準価額の計算)、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。
- (2) 販売会社:ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(3) 運用の委託先:

名称	業務の内容
FIAM LLC(所在地:米国)	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザー
	ファンドの米国およびエマージング・マーケット(アジアを除
	きます。)に関する運用の指図を行ないます。
FILインベストメンツ・インター	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザー
ナショナル (所在地:英国)	ファンドのヨーロッパに関する運用の指図を行ないます。
フィデリティ・インベストメン	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザー
ツ・カナダ・ユーエルシー	ファンドのカナダに関する運用の指図を行ないます。
FILインベストメンツ・インター	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザー
ナショナル (所在地:英国)	ファンドの日本を除くアジアに関する運用の指図を行ないま
FILインベストメント・マネジメ	す。
ント(香港)・リミテッド	
FILインベストメント・マネジメ	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザー
ント(香港)・リミテッド	ファンドの基本資産配分に関する運用の指図を行ないます。
FILインベストメンツ・インター	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、上記以外
ナショナル (所在地:英国)	のマザーファンドの運用の指図を行なうことがあります。

EDINET提出書類 フィデリティ投信株式会社(E12481) 有価証券報告書 (内国投資信託受益証券)

3【資本関係】

(1) 受託会社:該当事項はありません。

(2) 販売会社:該当事項はありません。

(3) 運用の委託先:該当事項はありません。

EDINET提出書類 フィデリティ投信株式会社(E12481) 有価証券報告書 (内国投資信託受益証券)

第3【参考情報】

当計算期間において、下記の書類が関東財務局長に提出されています。

2025年 4 月25日 有価証券報告書 2025年 4 月25日 有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

2025年3月7日

フィデリティ投信株式会社 取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 平山 晃一郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。

EDINET提出書類

フィデリティ投信株式会社(E12481)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付 ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意 を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項 付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている が、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠 を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単 独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月27日

フィデリティ投信株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 見 将 史 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン Aコース(限定為替ヘッジ)の2025年2月1日から2025年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン Aコース (限定為替ヘッジ)の2025年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を 作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、 その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月27日

フィデリティ投信株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 見 将 史 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン Bコース (為替ヘッジなし)の2025年2月1日から2025年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン Bコース (為替ヘッジなし)の2025年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を 作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、 その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2025年9月1日

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

フィデリティ投信株式会社 取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平山 晃一郎 業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第40期事業年度の中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の 基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が 国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果た している。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。

フィデリティ投信株式会社(E12481)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 中間財務諸表に対する意見表明の基礎となる、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手するために、中間財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の中間監査に 関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。